平成19年第5回定例会 斑鳩町議会会議録

平成19年12月6日 午前9時00分 開議 於 斑鳩町議会議場

1, 出席議員(15名)													
	1番	宮	﨑	和	彦			2番	小	林		誠	
	3番	中	Ш	靖	広			4番	吉	野	俊	明	
	5番	伴		吉	晴			6番	紀		良	治	
	7番	嶋	田	善	行			8番	西	谷	剛	周	
	9番	中	西	和	夫		1	0番	浦	野	圭	司	

13番 里川 宜志子 14番 木澤 正 男

15番 木田守彦

1, 欠席議員(0名)

1, 出席した議会事務局職員

議会事務局長藤原伸宏係長峯川敏明

1,地方自治法第121条による出席者

町 長 小 城 利 重 副町長 芳 村 是 教育長 栗 本 裕 美 会計管理者 浦 口 槇 総務部長 池 田 善 紀 総務課長 清 水 建 也 総務課参事 吉 田 昌 敬 企画財政課長 西 巻 昭 男 税務課長 Щ 﨑 善 之 住民生活部長 西 本 喜 福祉課長 西 Ш 肇 健康推進課長 植村 俊 彦 環境対策課長 乾 善亮 住民課長 清 水 昭 雄 都市建設部長 藤本宗司 建設課長 加藤保幸 佃 田 眞 規 観光産業課長 都市整備課長 藤川岳志 野 瑶 一 也 都市整備課参事 今 西 弘 至 教委総務課長 清 水 修 一 生涯学習課長 上下水道部長 谷口裕司

上水道課長 植 嶋 滋 継

1,議事日程

日程 1. 一般質問

〔1〕8番 西谷議員

- 1、公益通報者保護法について
 - ・公益通報者保護法についての見解を問う。
- 2、下水道事業について
 - ・過去5年間のそれぞれの事業の入札日、落札金額、落札率、落札業者 名について問う。
 - ・5,000万円以下の事業
 - ・5,000万円以上の事業に分けて
 - ・落札率の推移について。
 - ・下水道事業とガス配管工事について。
- 3、地域集会所施設整備費補助金交付要綱について
 - ・対象はどこで、どのような手続きが必要か。
 - ・補助金の上限、補助金交付についての監査はどのように行われている のか。
- 4、税金の有効な使い方について
 - ・文化財活用センターの必要性と事業費、管理費について。
 - ・幼稚園保育料の値上げと新たに入園料 5,000円等を課すなど、町 民の負担が年々増えている現状をどのように考えるのか。

〔2〕1番 宮﨑議員

- 1、三代川の堤防を通学路に出来ないのか?
 - ・三代川の改修に伴い、東側に4.5 mの道路計画があると前本会議で聞いたが、現実的に出来るのか。

2、駅前の整備に伴い

・駅の南側に郵便局がないのですが、民営化に伴い斑鳩町が経営出来ないのか。

3、地球温暖化に対して

- ・斑鳩町のCO2 対策は?
- ・現在建設中の(仮称)福祉会館、他の建物のCO₂削減を考える上で 自然のエネルギー利用はされてますか?また今後されますか。

[3] 14番 木澤議員

- 1、原油高騰の影響について
 - ・学校給食への影響について。
 - ・来年度予算への影響について。

2、不妊治療について

- ・保険適用の動向について。
- ・町独自の助成について。

3、妊婦健診について

- ・現在の実施状況と健診の必要性について。
- ・今後の対応について。

4、国民健康保険について

- ・国民健康保険税の滞納状況と短期保険証発行の状況について。
- ・ 今後の対応について。

〔4〕2番 小林議員

- 1、県道大和高田・斑鳩道路信号機二ケ所の要望についての対応
 - ・多発する交通事故に対する警察署・斑鳩町の認識と今後の対応について
 - ・駅前整備計画4-2号線、駅北口から西へ向けての道路計画に対する 町の安全認識について。

2、駅南口駐輪場(町営)

・駅前整備計画による撤去に伴う今後の対応。

〔5〕5番 伴議員

1、ISO14001取得後の運用について

- ・現在の運用状況はどうなっているのか。
- ・適用範囲外の公共施設の取り組みはどうなっているのか。
- ・費用対効果をどう考え、運用しているのか?
- ・自己宣言による運用についてどう考えているのか。
- ・環境に対する啓発をどのように住民に発信しているのか。
- 2、福祉課などの受付カウンターについて
 - ・福祉課、健康推進課の受付カウンターをもっと行政に住民が相談しや すい、プライバシーに配慮した形のものにならないのか。

[6] 11番 飯邊議員

- 1、妊婦健診公費負担の拡充について
 - ・妊婦健康診査の状況と指導について問う。
 - ・妊婦健診にかかる県内の公費負担の状況について問う。
 - ・昨今の妊産婦を取巻く状況と妊婦健診にかかる負担についての町の見解を問う。
- 2、避難所の防災機能の整備について
 - ・避難所としての各施設の状況と運営について問う。
 - ・地域防災施設の整備に関する財政支援制度について問う。
- 3、地域の高齢者・障害者が移動しやすい町づくりについて
 - ・道路・公園等のバリアフリーの状況について問う。
 - ・公園・緑地に関する"緑の基本計画"について問う。
- 4、子どもを取巻く有害情報対策について
 - ・有害情報についての町の認識を問う。
 - ・有害情報から子どもを守る取組みについて問う。

〔7〕13番 里川議員

- 1、後期高齢者医療とともに深くかかわる国民健康保険について
 - ・徴収体制は確立できるか。
 - ・広報・啓発はできるのか。
 - 資格証問題。
- 2、アスベスト被害者の検査体制について
 - ・県への要望をどのように行っているのか。

(三室病院の呼吸器科設置や検査体制)

- 3、公共施設の駐車場問題
 - ・中央体育館・中央公民館・テニスコートなど集中しているところで行事が重なって行われているときの状況について。
- 4、学校図書室の充実について
 - ・小・中学校の5ケ年計画について。
- 5、道路の安全対策について
 - ・速度規制と標識について。
- 6、臨時職員の考え方について
 - ・採用・待遇・研修などについて。
- 〔8〕4番 吉野議員
 - 1、次年度予算編成にあたって
 - ・財政健全化の視点からどのような対応策を考えているのか。
 - 2、いかるがパークウェイについて
 - ・生活道路か通過道路か。
 - ・環境影響調査について。
 - ・斑鳩町が負担する費用総額について。

1,本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

(午前9時00分 開議)

○議長(中川靖広君) おはようございます。

ただいまの出席議員は15名で、全員出席であります。

これより本会議を再開し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は一般質問であります。あらかじめ定めた順序に従い質問をお受けいたします。

初めに、8番、西谷議員の一般質問をお受けいたします。8番、西谷議員。

○8番(西谷剛周君) それでは、通告に従い一般質問をいたします。

まず1つ目の公益通報者保護法についてでありますが、この法律は、国や地方自治体の不正や相次ぐ事業主の不祥事、例えばミートホープの牛肉偽装や伊勢の赤福もち、北海道の「白い恋人」、高級割烹の吉兆などの賞味期限の改ざん、また秋田の比内地鶏の地産偽装など、これらの法令違反行為を摘発してもらうために、勇気を持って内部告発した従業員が、その職場で不利益な立場に置かれぬよう保護するために、平成16年法律第122号の公益通報者保護法が定められました。

このような状況の中で、斑鳩町も、職員等が行政の法令違反行為を内部告発しても職員での立場が保護される公益通報者保護法に基づき、斑鳩町独自の要綱を定めるべきだと思いますが、小城町長の見解を問いたいと思います。

- ○議長(中川靖広君) 小城町長。
- ○町長(小城利重君) 公益通報者保護法につきましては、平成16年に公布され、平成18年4月1日から施行されているところであり、法の円滑な運用のため、行政機関の通報受付体制の整備等が求められていることを踏まえ、平成17年7月19日に国の関係行政機関を構成員とする公益通報関係省庁連絡会議において、国の行政機関の通報処理ガイドライン(内部の職員等からの通報)を申し合わせ、公表をされたところであります。

既に、国の行政機関において、本ガイドラインに基づき、内部規定の作成、通報処理 手続等の窓口の整備が行われており、各都道府県においても同様の取り組みが進められ ておりますが、各市区町村においても、行政機関における法令遵守を確保するため、そ の整備を行うことが望まれているところであります。

こうしたことから、当町におきましても、先ほど申し上げました国の行政機関の通報 処理ガイドラインを参考とし、職員等からの通報に適切に対応出来るよう、通報・相談 窓口の設置場所やその事務処理等に係る内部規程等の制定など、その整備に向けて検討 してまいりたいと考えております。

- ○議長(中川靖広君) 8番、西谷議員。
- ○8番(西谷剛周君) 町長が今、これから検討していくということなんで、ぜひとも前向きな方向でやっていただきたいと思いますし、出来れば職員が内部告発を行う場合に、 庁舎内の中の窓口を設けるというようなことでは、なかなか実際にそういう制度が出来 ても職員はやりにくいと思います。

そこで、やっぱり住民の視点に立てば、外部の第三者機関を設けて窓口にするのが妥当だと思いますので、その辺のところについて町長の、今、あるようでしたら、考え方を聞かせていただきたいと思います。

- ○議長(中川靖広君) 小城町長。
- ○町長(小城利重君) 今、西谷議員の内部通報担当課に通報事案に関与する職員がいる場合どうしたらいいのかというご質問でございますけども、通報処理に従事する者は、通報に関する秘密を漏らしてはならないと共に、みずからが関係する通報事案の処理に関与することが出来ないこととなっておりますので、そういうことで守っていきたいと思います。
- ○議長(中川靖広君) 8番、西谷議員。
- ○8番(西谷剛周君) 町長が今言われました。ところが、実際にはやはり、同じ職場の中でそういう窓口を設けるというのは、なかなか私は、制度が出来ても運用するについては非常に困難だと思います。そこで、ぜひ斑鳩町でも、法令遵守の公正な町政運営を実施するために、公益通報者保護に関する要綱の、もう少し要綱が真に実となり得るような体制をつくっていただきたいことを強く要望いたしまして、2つ目の質問に移ります。

2つ目は、公共下水道事業について質問いたします。

公共下水道事業を推進するのは、町行政と住民との役割分担を明確にした上、町は多額な事業費である本管及び公共枡工事費の落札率をまず下げることが不可欠だと思います。

そこで、過去5年間の下水道工事の入札日、落札金額、落札率、落札業者を示してください。また、その際には、発注額が5,000万円以下の事業と5,000万円以上の事業に分けて答えていただきたいと思います。

- ○議長(中川靖広君) 谷口上下水道部長。
- ○上下水道部長(谷口裕司君) それでは、過去5年間、平成14年度から平成18年度 までの各公共下水道工事につきまして、5,000万円以上の工事につきましては14 件、5,000万円以下の工事につきましては47件、合計61件ございますが、各年 度ごとに、入札日、落札金額、落札率、落札業者名をご説明申し上げます。

まず、5,000万円以上の工事から年度ごとに順を追ってご説明させていただきます。

平成14年度。公共第1号、入札日、平成14年5月27日、落札金額5,701万5,000円、落札率97%、落札業者名、宮崎建設株式会社。次に、公共第6号、入札日、平成14年8月29日、落札金額7,623万円、落札率96.7%、落札業者名、株式会社青山組でございます。

そして、平成15年度。公共第1号、入札日、平成15年5月26日、落札金額3億6,645万円、落札率97.2%、落札業者名、株式会社竹中土木奈良営業所。次に、公共第2号、入札日、平成15年5月26日、落札金額2億5,515万円、落札率97.6%、落札業者名、株式会社奥村組奈良営業所。

次に、平成16年度でございます。公共第1号、入札日、平成16年5月24日、落札金額2億9,925万円、落札率97.3%、落札業者名、西松建設株式会社奈良営業所。次に、公共第6号、入札日、平成16年5月24日、落札金額7,938万円、落札率96.1%、落札業者名、株式会社二隆建設。次に、公共第7号、入札日、平成16年8月24日、落札金額8,830万5,000円、落札率96.6%、落札業者名、株式会社二隆建設でございます。

次に、平成17年度でございます。公共第5号、入札日、平成17年8月10日、落 札金額6億7,515万円、落札率97.6%、落札業者名、株式会社奥村組奈良営業 所。

そして、平成18年度でございます。公共第1号、入札日、平成18年5月26日、 落札金額1億4,910万円、落札率92%、落札業者名、宮崎建設株式会社。次に、 公共第2号、入札日、平成18年5月26日、落札金額7,171万5,000円、落 札率92.9%、落札業者名、株式会社二隆建設。公共第7号、入札日、平成18年8 月22日、落札金額8,494万5,000円、落札率93%、落札業者名、株式会社 青山組。そして、次に公共第11号でございます。入札日平成18年11月8日、落札 金額4億8,825万円、落札率61.5%、落札業者名、鹿島建設株式会社奈良営業所。次に、公共第12号でございます。入札日、平成18年11月8日、落札金額2億5,935万円、落札率65.7%、落札業者名、株式会社奥村組奈良営業所でございます。

そして、次に5,000万円以下の工事につきまして、年度ごとに順を追ってご説明 をさせていただきます。

まず、平成14年度でございます。公共第2号、入札日、平成14年6月13日、落札金額4,567万5,000円、落札率96.5%、落札業者名、株式会社清水組建設斑鳩営業所。次に、公共第3号、入札日、平成14年6月13日、落札金額4,095万円、落札率96.5%、落札業者名、株式会社青山組。次に、公共第4号、入札日、平成14年6月13日、落札金額4,231万5,000円、落札率96.9%、落札業者名、株式会社中谷組。次に、公共第5号、入札日、平成14年7月30日、落札金額4,672万5,000円、落札率96.7%、落札業者名、株式会社清水組建設斑鳩営業所。次に、公共第7号でございます。入札日、平成14年10月11日、落札金額2,992万5,000円、落札率96.9%、落札業者名、株式会社浅川組。次に、公共第8号、入札日、平成14年10月11日、落札金額2,719万5,000円、落札率97%、落札業者名、央野興業造園土木。次に、公共第9号、入札日、平成15年1月16日、落札金額1,449万円、落札率97.2%、落札業者名、株式会社清水組建設斑鳩営業所。次に、公共第10号でございます。入札日、平成15年3月25日、落札金額3,570万円、落札率96.9%、落札業者名、株式会社二隆建設でございます。以上、平成14年度でございます。

そして、次に平成15年度でございます。公共第3号、入札日、平成15年6月13日、落札金額3,360万円、落札率97.3%、落札業者名、宮崎建設株式会社。次に、公共第4号、入札日、平成15年9月16日、落札金額2,992万5,000円、落札率96.9%、落札業者名、株式会社二隆建設。次に、公共第5号、入札日、平成15年9月16日、落札金額4,336万5,000円、落札率96.5%。落札業者名、株式会社青山組でございます。以上、平成15年度でございます。

- ○議長(中川靖広君) 8番、西谷議員。
- ○8番(西谷剛周君) 今、部長に言っていただきまして、14年、15年という形で、 落札率というのは多分変わらへんと思いますんで、18年の最後の部分だけお願い出来

ますか。

○上下水道部長(谷口裕司君) はい。それでは、平成18年度につきましてご説明させていただきます。

まず、公共第3号、平成18年5月26日入札、落札金額4,336万5,000円、 落札率92.8%、落札業者名、株式会社浅川組。次に、公共第4号、入札日平成18 年6月30日、落札金額703万5,000円、落札率97.2%、落札業者名、有限 会社栗原工務店。次に、公共第8号、入札日、平成18年9月19日、落札金額4,5 15万円、落札率93.3%、落札業者名、株式会社中谷組。次に、公共第9号、入札 日、平成18年10月3日、落札金額4,410万円、落札率93.3%、落札業者名、 株式会社大忠建設。次に、公共第10号、入札日、平成18年10月3日、落札金額4, 609万5,000円、落札率93.4%、落札業者名、株式会社二隆建設。次に、公 共第13号、入札日、平成18年12月27日、落札金額262万5,000円、落札 率 9 3. 6 %、落札業者名、藤野興業株式会社奈良支店。次に、公共第14号、入札日、 平成19年3月16日、落札金額4,169万5,500円、落札率93.9%、落札 業者名、宮崎建設株式会社。次に、公共第15号、入札日、平成19年3月16日、落 札金額4,168万5,000円、落札率94.5%、落札業者名、藤本建設株式会社。 次に、公共第16号、入札日、平成19年3月16日、落札金額4,578万円、落札 率93.8%、落札業者名、株式会社中谷組。次に、公共第17号、入札日、平成19 年3月16日、落札金額4,389万円、落札率93.9%、落札業者名、株式会社青 山組。次に、公共第18号、入札日、平成19年3月16日、落札金額4,588万5, 000円、落札率94.2%、落札業者名、株式会社二隆建設。次に、公共第19号、 入札日、平成19年3月16日、落札金額4,641万円、落札率93.8%、落札業 者名、株式会社中谷組。最後に、公共第20号、入札日、平成19年3月16日、落札 金額4,242万円、落札率94.2%、落札業者名、株式会社二隆建設。以上、平成 18年度でございます。

- ○議長(中川靖広君) 8番、西谷議員。
- ○8番(西谷剛周君) 今、落札率を言っていただいたんですが、5,000万円以上の分について、18年度の最終ぐらいから金額が下がっております。それが、極端に61. 5、あるいは65.7、多分これは19年になっても、こういう大手ゼネコンの分については下がっているのではないかなと思います。

一方、5,000万円以下、町内業者を含む数字につきましては、90%をはるかにずっとコンスタントに超えたままで、平成14年、15年ぐらいは97%で推移し、町長選が終わったところぐらいから、18年度の分については、今度は93%でずっと落札率が同じような数字が並ぶわけでございますが、この件について町としては、なぜこのような、片方では大手ゼネコンの分については非常に落札率が下がっているにもかかわらず、他の業者については高い落札率であるのか、この辺のところ、どのようにその原因があると考えておられますか。

- ○議長(中川靖広君) 芳村副町長。
- ○副町長(芳村 是君) 今のご指摘でございますけども、平成18年の1月後半ぐらいから、建設業界の入札時における競争性が一段と激しくなったわけです。そうした中で、大手建設会社の公共工事の受注戦略も非常に変化しておりまして、ある程度の業者は採算性を無視しても量の確保をねらっていくと、競争がこの年度から非常に見受けられるようになったと、こういうことでございます。

しかし、18年度後半になった時点において、大手5社が談合決別したという中で、またこの状況も現在変わっております。と同時に、18年度以前において、非常に大手ゼネコン、準ゼネコン、中堅ゼネコンが各県において談合によって摘発されたということで、今現在は、多くの大手ゼネコン、準ゼネコン、中堅ゼネコンの、斑鳩町を含めて指名を停止しているという状況でございます。今後、こういう状況が続くとは限らないと、このように私は判断をしています。

また、本町と5,000万円以下の下水道工事につきましての価格でございますけども、今もご指摘されたように、90%以上の入札率となっておることは事実です。これは、あくまでもやっぱり、斑鳩町等含めて地域におる企業が、見積もりの状況の中で積算を密にして、そして先ほど私言いましたように、採算性を無視してもという気じゃなしに、きちっとした形で入札し、そして設計に基づく工事をしたいと、こういうことの傾向があったように思いますし、また今現在もそういう考えの中で、町内業者含めた中で現実に入札を執行している、そして工事を施工しているということを考えております。

この状況も、業者によっては、やはり指名競争入札における地域の状況も含めながら、また低い価格で入札する場合も出てくるだろうと思うわけでございまして、いずれにいたしましても、低入札するということが非常に望ましいかと言えば、そういうことでない。それによってダンピング現象が起こる場合もございますから、そういうことを十分

町としても業者の中にも指導をしながら、また状況を見ながら適切な入札執行をしてま いりたいと、このように考えてます。

- ○議長(中川靖広君) 8番、西谷議員。
- ○8番(西谷剛周君) 今、副町長が言われたように、この数字を見てましても、やはり 名古屋の地下鉄談合の、それ以降大手ゼネコン間の調整が出来なくなって、結果として そういう影響が斑鳩町の中でも出てきたんだろうと思います。

そこで、私は、原価割れということを言われましたが、そうじゃなくて、ある程度やっぱり高い落札率のこの原因については、私は小城町長が今やられている指名競争入札のこの方法そのものが、やっぱり高い落札率の原因ではないかなというふうに考えます。そこで、多くの住民から疑念を抱かれないように一般競争入札に、これは奈良市にしろ生駒市にしろそういう形で実際に切り換えてやっているところがあるんです。そして、成果を上げているんですが、こういう一般競争入札に切り換えて、住民のために多額な事業費の削減に努めるべきだと思うんですが、今後一般競争入札に切り換える計画はありますか。

- ○議長(中川靖広君) 芳村副町長。
- ○副町長(芳村 是君) 西谷議員もご存じのように、平成14年の4月から、本町は制限付一般競争入札規定を設けまして実施をしております。平成14年の4月からは3億以上の工事を対象としておりまして、そしてその状況を見る中で、平成15年、1年たった後、対象が2億以上ということを決めてきたわけです。今、設計金額2億以上の金額をもって行う場合は、制限付き一般競争入札を実施していくと、こういうことでございます。

今後、これを下げていくということは、非常に考えていかなければならないわけでございますけれども、やはり他の市町村が、生駒市が行いました事後審査型の条件付き一般競争入札、これもございますし、そういうとこも勉強しているわけです。ただ、斑鳩町にそれが合うかどうかということは、非常に難しい状況でございます。また、奈良市の方についても、制限付きの一般競争入札と、制限付きじゃなしに一般競争入札ということも行えば、非常に施工能力、技術能力を持ってない業者が参加するということのおそれもございます。そういうことも十分見比べながら、研究しながら、今後の入札制度の改革に努めてまいりたいと、このように考えてます。

○議長(中川靖広君) 8番、西谷議員。

○8番(西谷剛周君) 今、副町長言われる中で、私自身は、以前は公共土木というのは、その地域の産業、あるいは業者の育成という中で、相当地元業者に便宜を図ったようなそういう入札方法が行われてきましたが、ここはやっぱり、それは20~30年前の論法で、今は地域の業者であっても、高い技術力と、それと合理的な工法によって、公共事業だけではなしに事業を行っていくような、そういう業者の育成が町としての姿勢ではないかなというふうに思います。

私は、こういう、今言われた、金額を下げて、そして出来るだけ落札率を下げるような努力をぜひやっていただきたいと思うんですが、それにつきまして、関連して、町の高い落札率で公共下水道を請け負っておられるその業者の中には、排水設備工事店に加入されているところもあります。その町指定の排水設備業者組合の代表の勝間設備ほか26社が、私を含む20名の住民に対して、公共下水道に関する陳情書で、町指定排水設備工事店を廃止する署名を行っていると、町議会に陳情書を11月26日付で提出されました。

しかし、我々の署名活動というのは今年の1月からでありまして、住民の不満というのは総体的に、聞きますと、平成3年から下水道事業を計画したのなら、なぜその時点で地元説明会を開いて住民に説明しないのかという町の説明責任と、町と議会と業者の3者で進める下水道事業に対し、町民が含まれていないことに対する怒りでありました。

私は、平成18年普通の住民でありましたが、オンブズマンを立ち上げて、その中で多くの住民の方からこのようなことを聞いて、オンブズマン活動の一環として近隣町村や県の関係機関を調査した結果、町の下水道事業に対する矛盾に気付いて行っているわけでありまして、決して下水道事業に反対しているわけでも何でもありません。

そこで、我々が言っているのは、住民が自己負担で行う排水設備工事は、検査基準に基づき、町指定の業者だけではなく、自由に住民が選択すべきであると。そういうところを強調しながら、町の役割分担と住民の役割分担を明確にすると、矛盾として出てくるような下水道加入負担金、そういうような問題を調べて署名活動を行っているわけです。

だから、我々と住民の中で話す中では、町の指定業者からこのような陳情書が出て 我々の活動を阻害するようなことを言われる筋合いでもありませんし、なおかつなぜ業 者がこのような陳情書を出されるのだろうということで非常に不思議に思っております。 住民の中には、こういう陳情書が出たのであれば、その陳情者の業者の氏名をぜひ議会 だよりに載せてほしいというような声も聞きます。

そこで、町はこの町指定排水設備業者ということで言われているんですが、この中で、 改めてお聞きしたいんですが、下水道に定める下水道施設というのは、本管及び公共枡 までを言うのか、それとも土地の所有者である住民の敷地内に施工する生活排水を一本 化するための排水設備も含んで言うのか、その辺のところを念のためにお尋ねしておき たいと思います。

- ○議長(中川靖広君) 谷口上下水道部長。
- ○上下水道部長(谷口裕司君) 下水道法上で申しますと、公共下水道と位置付けされて おりますのが、流域下水道幹線等も含みまして本管から公共枡まで、大きく言えばそこ までが公共下水道でございます。そして、その公共枡から宅地内に配管される分につき ましては、排水設備として位置付けされております。全体的に考えましたら公共下水道 でございますが、詳細分けといたしましてはそういった分け方をされております。
- ○議長(中川靖広君) 8番、西谷議員。
- ○8番(西谷剛周君) 今、部長の中で、それでは下水道法第25条に定めるところで、 排水設備工事との関係なんですが、法的に必ず設置しなければならない、指定しなけれ ばならないということの中で、法25条の中では、下水道施設について定めるというふ うになっているのか、あるいは排水設備も含めて定めるというふうになっているんです か、どちらですか。
- ○議長(中川靖広君) 谷口上下水道部長。
- ○上下水道部長(谷口裕司君) 条例の中には、排水設備の件につきましても定めていく ということになっております。
- ○議長(中川靖広君) 8番、西谷議員。
- ○8番(西谷剛周君) 第25条のどの部分で、単に標準条例というのは私も見ましたけども、住民の排水設備工事にまで町の排水設備業者でなければ工事が出来ないというような法的な文面というのは、どの辺に記載され、あるいはどの辺を読み取ってそういう理解をされてるんですか。
- ○議長(中川靖広君) 谷口上下水道部長。
- ○上下水道部長(谷口裕司君) 今おっしゃってました下水道法第25条標準条例に基づきまして、斑鳩町といたしましては工事業者を指定をしていくと、そして責任技術者の 専属を位置付けしまして、工事を適正に施工し得る技術力の確保、そしてそれぞれの住

民からの請負契約に対して誠実にそれを履行する、そういったことを担保することによって、また行く行くはその業者を町が管理監督するということのために定めております。

- ○議長(中川靖広君) 8番、西谷議員。
- ○8番(西谷剛周君) 今、部長の中で、町が必ず設備業者を指名して、それでなければ 排水設備工事は出来ませんよというその条文を、明記されている部分をちょっと読んで いただけますか。
- ○議長(中川靖広君) 谷口上下水道部長。
- ○上下水道部長(谷口裕司君) ちょっと、今のところは条文としては手持ちにございませんので、改めて説明させていただきたいと、こう考えますが、よろしいでしょうか。
- ○議長(中川靖広君) 8番、西谷議員。
- ○8番(西谷剛周君) 今ないということなんですが、私はどうもこの辺の部分が非常に ずっと引っかかっている問題なんで、後でも、今出来ないということでしたら、改めて その分についてはお尋ねしていきたいと思います。

それと、下水道法では、技術者の規定があります。実際には、事業実績というのは余り関係ないんですが、町が指定する排水設備業者すべてに管工の技術者というのが、すべての、斑鳩町には36社ということで町の指定の排水設備業者があるんですが、すべての業者にこの管工の技術者がおられるということですね。

- ○議長(中川靖広君) 谷口上下水道部長。
- ○上下水道部長(谷口裕司君) 責任技術者の専属を義務付けしておりますので、すべて の業者には配属しております。
- ○議長(中川靖広君) 8番、西谷議員。
- ○8番(西谷剛周君) それやったら、安心いたしました。

それでは、3つ目の質問をしたいと思います。

平成14年4月1日の斑鳩町地域集会所施設整備費補助金交付要綱が制定されましたが、これに基づく補助金を受けるには、どのような手続が必要なのか、お尋ねしておきたいと思います。

- ○議長(中川靖広君) 池田総務部長。
- ○総務部長(池田善紀君) 地域集会所施設整備費補助金につきましては、お尋ねの要綱の第1条の目的にございますように、「自治会等が町内の地域集会所の新築、改築、増築、修繕、既存建物の購入及び土地の購入を行うに当たり、予算の範囲内において、斑

鳩町地域集会所施設整備費補助金を交付し、地域住民の福祉の増進とふれあい豊かな地域社会の育成を図ること」を目的としておりまして、ここでいう地域集会所の定義は、第2条にございますように、地域住民がコミュニティ活動を行うための集会所でございます。

また、補助の対象事業は、第3条にあるように、1として、集会所の新築、増築、改築及び修繕の事業については、建築工事並びに電気、ガス、給排水及び冷暖房等の設備に係る費用とする。2、購入については、既存の土地・建物の購入に係る費用、または土地の購入に係る費用とする。3といたしまして、増築、改築、修繕が、主として高齢者及び障害者に配慮するために改造する場合については、その対策に係る費用とするとなっております。

補助金交付の手続についてでありますけども、事業予定の前年の10月末日までに、 地域集会所施設整備計画書に見積書を添えて町に提出していただき、事前に承認を得る こととなっております。ただし、特別の事由による場合は、この限りではございません。 次に、事業実施年度になりましたら、地域集会所施設整備費補助金交付申請書に必要 な書類を添付して申請していただき、町は、内容審査後補助の内定通知を行います。自 治会等は、その後工事に着工したら、着工届を提出していただくこととなっております。 すべての工事が完了しましたら、必要書類を添付して完了届を提出していただき、町は 書類審査及び現地検査の後に補助金を交付するという流れとなっております。

- ○議長(中川靖広君) 8番、西谷議員。
- ○8番(西谷剛周君) 今、部長から、対象は自治会であるということで説明をされたんですが、ということは、以前、平成7年に発覚した西和農協の名義貸しで建てた服部の集会所と称する建物は、これは町の補助金の対象となるような建物ではありませんね。
- ○議長(中川靖広君) 池田総務部長。
- ○総務部長(池田善紀君) 今のお話につきましては、私どもとしてはまだ直接伺っておりませんけども、もしご相談がございましたら、地方自治法の第232条の2、寄附又は補助の条文、また今申し上げました町の要綱の趣旨に沿って適切に判断をしてまいりたいと考えております。
- ○議長(中川靖広君) 8番、西谷議員。
- ○8番(西谷剛周君) いや、あのね、部長、今読まれた、対象が自治会ということで言 われましたでしょう。実際にそういう西和農協の名義貸しで建てて、実際には西和農協

の建物でもない、服部の建物でもない、全く宙に浮いた建物である。実際に、平成7年 住民の方々が住民運動を起こされまして、最終的には裁判までされて、補助金は出なかったわけです。

ところが、どういうわけか、地元では、いや、裁判は町が勝ったんやけど金は払うたったんやとか、あるいは、反対者がいてるから補助金は出えへんので、満場一致になったら補助金は出るんやてなことで、いまだにそういう住民の中で、本来地域の住民間のコミュニティを図る施設の建築によって地域のコミュニティが壊されている、あるいはそれがずっと尾を引いて地域のしこりが残っているということでありまして、改めて私がここで聞かせていただいたのは、今のような部長の答弁によりますと、また同じような状況でそういうしこりが引き継がれていく。

だから、はっきりと、だれが考えても対象は自治会で、その地域集会所施設整備費補助金交付要綱の内容を見たら、どう考えても受けられないという判断をはっきりと私はすべきではないのかな。どちらの顔も立つような形で結果としてどちらも不幸になるようなそういう答弁というのは、結果として住民を不幸にするだけだと思いますので、改めてもう一度聞いておきたいと思います。

- ○議長(中川靖広君) 池田総務部長。
- ○総務部長(池田善紀君) 今、どちらの顔も立つような答弁とおっしゃいましたけども、そうではないです。私は、先ほど申し上げましたように、地方自治法、または町の要綱に沿うように、当然公益性が保たれるということが基本にあるわけですんで、それにのっとって出てきた段階で判断をすると言っておるわけでございます。その中には当然、今、質問者がおっしゃいましたように、補助金を出す上において、建物の所有形態云々については、当然こちらの判断材料として出てくるわけでございますんで、今、正式に出ておりませんので、もし相談があればそれらを踏まえて当然正当な判断をしていくと、このようにお答えをしているわけです。
- ○議長(中川靖広君) 8番、西谷議員。
- ○8番(西谷剛周君) いや、あのね、部長、これ、もともと町がわざわざ更新届まで出して、あれは本来からいうたら全く西和農協の建物でもないのに、町がわざわざ更新届という、これはややこしくなるんですが、以前の農業倉庫、麦作の共同利用施設を、国の補助金を取って、あるいは県、町の補助金300万で建てた農業倉庫を継承するということの中では、西和農協の名前でしか、その時も西和農協の名前を借りてしたもんで

すから、集会所を建てる時にも、その国の補助金を継承しなければならないというところから、更新届というのを斑鳩町が、西和農協が全額自己負担するという公文書、虚偽の公文書を出して県や国に申請されて、結果としてああいう建物が建って、それで住民の中でトラブルがあって、結果として奈良県の農政課の当時の上田課長補佐、頼むよってもう公文書のとおりに、西和農協の建物ということでおさめていただけませんかという話があって、今、あの建物の外に、西和農協の共同利用施設という形で看板が揚がっているわけですね。

そしたら、西和農協の建物にこの集会所の補助金というのは出るんですか。出えへんでしょう。こんなん簡単にわかることですやん、普通に考えて。私はそういう姿勢がやっぱりおかしいん違うか。だから、服部自治会では、いや、町長が補助金を出してやると言うてはるとか、さもそういう話が話の中で出るわけです。

こういうのは、どう見ても、要綱に従ったら、明らかに対象外やということが言える んやないんですか。

- ○議長(中川靖広君) 芳村副町長。
- ○副町長(芳村 是君) 今、ご指摘による服部内の集会所等によるトラブルによってそのしこりが出来て、そして村の中でのコミュニティがうまくいかないということは、非常に私としては残念だと思うわけでございます。村の努力によって是正をしていただいて、村のコミュニティがより発展出来るようにしてほしいと、このように一応要望いたします。

今の件でございますけども、総務部長が申しましたのは、補助金の交付、これは自治 法第232条によって、公益上必要である場合は出せるんです。これは、公益上必要か どうかということを認めなければならないわけですね。そしたら出せる。公益上必要や なかったら出せないんです。それを決めるのは、やはり町であり、そして議会の予算上 における議決だと、このように思うわけです。

一般質問でございますから、そういう中で、我々といたしましては、補助金出す場合については、やはり公益上必要であると認めた場合は、これは補助金の対象としていきたいと、このように思います。西谷議員にしかられるかわかりませんけども、私今言っておるのは、一般的なものでございまして、服部のものについては、それは別問題でございます。

服部のいわゆる集会所云々につきましては、平成7年で色々議論があって、私はその

時は教育長をしてて、その当時は公民館等の補助金請求ございましたから、そういう中での問題もございました。私の記憶では、服部地区からは補助金申請は出てないと思うんです。そうすれば、これは出そう出せないという関係はないということの判断をいたしております。

- ○議長(中川靖広君) 8番、西谷議員。
- ○8番(西谷剛周君) いや、副町長ね、そんな見え透いたことを言うたらあかんと思います。というのは、実際に補助金申請出されへんから補助金をもう町は出せないんですということを言われました。結局、その当時の自治会長さんが非常にみんなから非難され、あるいは立腹、今でもされてるんです。

そうやのうて、実際には、西和農協の建物には補助要綱を、その当時は公民館等施設整備費補助金でしたけども、それは出されへんと判断されたわけでしょう。だから、裁判でも、裁判長がわざわざ、服部の訴訟をされた辻さんに向かって、もう皆さんの願いはかないましたからということでわざわざ言われているんです。

だから、出されない補助金やから出せなかったというのは、これは平成7年であっても今の現状であっても、何ら状況は変わっていないということですから、今、副町長が言われる、公益性があるから、それはわかります。ところが、公益性があることで出す出さないというんやったら、わざわざこういう補助金の要綱、あるいは条例をつくる必要はないのではないかというふうに思うわけです。ただ、実際の補助金の要綱に基づいて当然補助金というのは支出されるべきであると思います。

そこで、この件について私が言いたいのは、もう少しやはり皆さん方がつくられた条例や法令に基づいて私はちゃんとした公平な仕事をしていただきたいということを申し上げたいと思います。

- ○議長(中川靖広君) 池田総務部長。
- ○総務部長(池田善紀君) 今、条例があれば要綱等が要らないとおっしゃいました。

冒頭、第1問目の質問で、西谷さんは、国の方で公益通報者保護法があるとおっしゃいました。この中に、地方公共団体、行政の役割を書かれております。ただ、その行政の役割を、より明確にしてより画一的にするために町の要綱をつくりなさいとご質問されました。

同じ考えでもって、地方自治法の中に、寄附又は補助の条文はございます。その条文 を適切にするために、西谷さんも町職員でしたので当然知っておられますように、町の 補助要綱を持っておるわけです。その要綱を適切に判断するためにうちは、個々の案件ではなくて一般論として、当然申請が出てきた段階において、自治法にも抵触しなくて要綱にも抵触しないとなれば当然補助金は出しますし、抵触がすれば当然出しません。その抵触するというのは、当然ながら町の方に瑕疵がないということでありまして、住民監査請求や当然損害賠償の裁判に耐えられると、そういう判断をするわけですんで、先ほど申しましたように、もし相談があれば、その時に色んな案件を考慮して適切に判断すると、そう答えさせていただいておるわけです。

- ○議長(中川靖広君) 8番、西谷議員。
- ○8番(西谷剛周君) 最終的には、今そういうのが出てないからということなんですが、これ以上押し問答してもしようがないと思います。ただ、私はこの補助金の問題については、土地、建物については1,500万円の上限がありますけども、実際には建坪の上限がないということの中では、坪単価が、峨瀬自治会のように40坪余りの建坪で建築費が3,400万円で、坪単価が80万円近いような形での実際の数字が行われています。この中では、本当にそれぐらいの建物であるのかということも含めて、やはり私は今後補助金を、そういう要綱を運用していく中では、やはり建坪の上限も決めてすべきやというふうに思います。

ちょっと時間が迫ってきましたんで、次移りたいと思うんですが、4つ目の質問なんですが、税金の有効な使い方についてであります。

小城町長は、現在、総合福祉会館に続き文化財活用センターを計画しておられますが、 総合福祉会館でさえ、住民から、もうハコモノは要らんというようなブーイングが相当 聞かれております。その中で、今、どれほどの必要性が文化財活用センターにあるのか、 あるいは事業費や維持管理費がどの程度かかるのかを答えてください。

また、これまでの町のハコモノ行政の結果、現在計画中のものも含めて年間どれぐら いの維持管理費が必要になるのか、答えていただきたいと思います。

- ○議長(中川靖広君) 栗本教育長。
- ○教育長(栗本裕美君) 文化財活用センターについてのご質問でございます。私の方からお答えしたいと思います。

まず、(仮称)文化財活用センターの事業の必要性でございます。これは、平成9年 に制定いたしました町民憲章に、「歴史と文化を大切にし、貴重な遺産を次の世代に伝 えます」と、こういうふうに掲げております。そして、施設の整備計画につきましては、 第3次斑鳩町総合計画の基本施策の中に、「文化の香り高く心豊かなまちづくり」がございます。それの「地域文化の保存と創造」におきまして、基本方針に、「活動拠点の整備・充実」の具体的な内容といたしまして「歴史資料館の整備」を掲げているところでございます。歴史、文化を生かした特色あるまちづくりを進める上で必要となる施設であるというふうに考えているところでございます。

そして、そこで、今回計画しております(仮称)文化財活用センターでございますけれども、当町の貴重な文化財であります国宝藤ノ木古墳出土品の里帰り展をはじめ、その他多くの町内より出土した文化財を展示し保管する機能を有しておりますことから、国宝を有するまちとして、藤ノ木古墳を中心とした斑鳩の歴史・文化の情報を発信する使命があるというふうに考えているところでございます。

そうしたことから、藤ノ木古墳のガイダンス機能とあわせまして、文化財行政の窓口業務、あるいは調査、研究、普及といった活動拠点等を兼ね備えた文化財拠点として整備を行うものでございます。

また、この整備によりまして、法隆寺から藤ノ木古墳、あるいは(仮称)文化財活用 センターへと観光ルートの動線が構築出来てまいりまして、観光施策としても大変有効、 そして効果的であるというふうに思っています。

また、国宝を目の当たりに出来ることから、小中学生の歴史学習の場として活用をし、 子どもたちへの学習の場の提供ということにも効果があるというふうに考えております。 (「もっと簡単にお願いします」と西谷議員述ぶ)

はい。それから、当施設の事業費でございますが、整備事業費が総額4億6,000 万円でございまして、現在試算しております年間の維持管理費は770万円というふう に見込んでいるところでございます。

以上でございます。

- ○議長(中川靖広君) 池田総務部長。
- ○総務部長(池田善紀君) まず、公共施設の整備につきましては、いずれの施設におきましても、住民の皆様方の要請とか時代の要請にこたえたものであるということは、当 然議員もご承知、ご理解いただきたいと思います。

まず、年間の維持管理費、平成18年度決算額で申し上げます。

まず初めに、中央公民館、東公民館、西公民館の3つの公民館につきましては、合計でお答えをいたします。管理運営に関する費用、また職員の人件費を含めまして、5,

732万8,000円でございます。

次に、保健センターでございます。ここについては、光熱水費、設備管理業務委託料を中心として612万5,000円となっております。

次に、中央体育館でございます。ここにつきましては、施設管理及びそれに要する職員がございます。その人件費も含めまして、3,158万9,000円であります。

次に、火葬場では、1, 474万2, 000円となっております。

次に、いかるがホールでは、施設の管理運営に関する費用及び職員の人件費を含め、 9,456万3,000円となっております。

- ○議長(中川靖広君) また、後ほど報告してください。
- ○総務部長(池田善紀君) また、後ほど報告させていただきます。
- ○議長(中川靖広君) 8番、西谷議員。
- ○8番(西谷剛周君) 以上をもって私の一般質問を終わります。
- ○議長(中川靖広君) 以上で、8番、西谷議員の一般質問は終わりました。 続いて、1番、宮﨑議員の一般質問をお受けいたします。1番、宮﨑議員。
- ○1番(宮崎和彦君) それでは、議長のお許しをいただきましたので、通告書どおり一般質問させていただきます。

前回、本議会で、三代川の改修に伴い東側に4.5メートルの道路計画があるということをお聞きしたのですが、現実的に色んな家が建ってたり新しい家が建ってたりするんですけど、こういう本当に4.5メートルの計画道路が出来るのかどうか、ちょっとお聞きしたいと思うんですけど、よろしくお願いいたします。

- ○議長(中川靖広君) 藤本都市建設部長。
- ○都市建設部長(藤本宗司君) 三代川の改修に伴って左岸側東側に4.5メートルの道 路計画が出来るのかということでございます。

今現在、三代川の改修に伴って、踏切から南側で用地交渉を進めさせていただいております。昨年度契約をさせていただきました住宅につきましても、代替住宅が建築出来たということで、解体もされてきております。今年度につきましても、4件の建物補償契約等が行われたところでございます。そうしたことで、現在、来年度に向けて、土地所有者等と用地等の整理に向けて現在交渉等を行っておりまして、事業推進に努めている状況でございます。

そうした中で、三代川の改修に伴う道路計画につきましては、今現在用地交渉を進め

させていただいている部分につきましても、地権者の方々に、左岸側に4.5メートルの幅員で道路整備が可能となる用地幅にて協力をお願いをされていると、県の方でされているという状況でございます。

そうしたことで、踏切から北側の左岸側につきましても、基本的には4.5メートルの幅員で道路整備を行っていくという方向で県の方にも確認をいたしているところでございます。

- ○議長(中川靖広君) 1番、宮﨑議員。
- ○1番(宮崎和彦君) 私どもの興留はいつも水害で悩まされておりましたので、県事業でありながら駅に行く主要道路でもあることから、早く全体の計画図を作成していただくように、斑鳩町の方からも要望していただきたいと。また、道路が出来るのが長引けば、左岸側の東側の堤防を整備して、歩道というんか、通学路、通勤路に出来るように町の方からも要望していただきたいと、強く要望していただきたいと思いますので、これで1番目の質問を終わらせていただきます。

続きまして、2番目の質問に行かさせていただきます。

駅前の整備に伴い現在駅の整備が行われておりますが、現在斑鳩町で駅の南側に郵便局がないんですが、民営化に伴い斑鳩町が経営するということはかなり難しいことだと思いますけど、その辺で、町で出来なければ、観光客の多い観光案内所で世界遺産になった法隆寺の記念品や絵はがきなどの観光グッズの販売を行えるように、観光収入というんですかね、を期待したいと思うんですが、また観光案内所を拠点とした、新しく出来る文化施設とかその辺の方に観光客を誘致を行って少しでも収容力を高めていただくようなそういう計画があるのかどうか、ちょっとお聞きしたいんですけど、よろしくお願いします。

- ○議長(中川靖広君) 藤本都市建設部長。
- ○都市建設部長(藤本宗司君) まず、駅南側、現在駅舎整備に伴う周辺整備も進めているところでございますけれども、その南側で郵便局の開設ということでございますけれども、今現在山間部等で交通の利便性がよくない地域にあっては、郵便局が設置されていないということもあって、自治体が委託を受けて簡易郵便局として郵便窓口業務を行っている例もございます。しかし、当町におきましては、竜田郵便局、法隆寺郵便局、興留郵便局、そして竜田西の山郵便局の4郵便局が設置されておりまして、郵政民営化後も閉鎖されることなく郵便業務が行われているところでございます。民間に出来るこ

とは民間にという郵政民営化の趣旨から見ましても、斑鳩町にて簡易郵便局の業務を行 うということは考えてはおらないところでございます。

そうしたことで、完成いたしました駅舎の中の観光案内所を利用した形での観光グッズの販売とか観光客の誘致等を行うことが出来ないかというご質問でございますけれども、観光案内所は観光協会による運営ということになっております。この観光案内所には、議員がご存じのように、多くの方が利用されておりますこの観光案内所で絵はがきなど観光グッズなどを販売することについては、観光協会と現在も検討しているところでございますけれども、電車が到着するたびに観光客が集中して案内所の方に来られるというような状況がございます。現在は、通常は1人体制で案内をさせていただいているわけですけれども、土曜、日曜には役場職員が応援に行っているというような状況で、非常に案内所付近が混雑するという状況になってございます。そうしたことで、販売業務を行うことについては、課題も多くあるように感じているところでございます。そうしたことから、現在は見本を置きまして、法隆寺iセンターで販売しているということを案内している状況となってございます。

しかし、観光客の利便や観光協会の収益などを考えると、駅案内所でも観光グッズ等を販売することは必要ではないかと、このように考えております。今後、観光協会と協議しながら前向きに検討をしてまいりたいと、このように考えております。

次に、観光案内所を拠点とした観光客の誘致についてのご質問でございます。

現在、観光協会におきまして、毎年歴史ウォークを行っております。また、今回の歴史ウォークの開催時に、JR法隆寺駅からのスタンプラリーを2日間試験的に実施いたしております。このように、観光案内所を利用した誘致活動についても、今後観光協会と協議しながら進めてまいりたいと考えておるところでございます。よろしくお願いいたしたいと思います。

- ○議長(中川靖広君) 1番、宮﨑議員。
- ○1番(宮﨑和彦君) 観光協会とも協力しながらということで、ぜひとも、商工会という補助金団体もありますので、地場産業を視野に入れながらも考えて、観光に力を入れて、町の方の補助金を少しでも少なくなるようにしていただくように、斑鳩町というたら観光が目玉と思いますんで、その辺どうぞよろしくお願いします。

続きまして、3番目の質問に行かさせていただきます。

現在、斑鳩町では、今、テレビで色々言われておりますけど、斑鳩町の二酸化炭素の

対策とか、現在建設中(仮称)総合福祉会館、そういうものの建物のエネルギーはどういうものを利用されているか。行政としての取り組みについて、住民の方々に対する取り組みの推進についてまず質問させていただきたいと思います。よろしくお願いします。

- ○議長(中川靖広君) 西本住民生活部長。
- ○住民生活部長(西本喜一君) それでは、斑鳩町のCO₂対策ということで、まず当町におけますCO₂削減に向けました取り組みでございます。当町におきましても、地球温暖化防止対策を図りますため、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガス削減を強く推進していく必要があると考えておりまして、まずは行政が率先して、行政活動に伴います電気、ガソリン、重油などのエネルギーを消費することによりまして排出されます二酸化炭素やメタンなどの温室効果ガスの削減を目指しているところでございます。

このことから、今年6月5日に、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づきます「温室効果ガスの排出抑制等のための措置に関する計画」といたしまして、平成23年度を目標年度といたします「斑鳩町地球温暖化防止実行計画」を策定したところでございます。

この計画は、斑鳩町役場におけます各事業の実施や事務活動から排出される温室効果ガスの排出量を削減するための具体的な目標とその取り組みを示したものでございまして、平成23年度までに、平成17年度と比較いたしまして7%の温室効果ガスを削減するという目標を立てております。

また、この計画に先行いたしまして、当町では、地球環境の保全と創造への先導的役割を担うため、平成15年2月に環境管理に関する国際規格ISO14001の認証取得をいたしまして、役場本庁舎及び保健センターにおけるオフィス活動から排出されます温室効果ガスの削減、地球環境に配慮した事務事業の実施に努めてきているところでございます。

次に、住民の方々に対します取り組みの推進でございますけども、質問者もご承知の とおり、地球温暖化の原因であります温室効果ガスは、工場などの産業部門以外に、オ フィスや商店、家庭、車などの運輸といったあらゆる場面から排出をされております。

産業部門につきましては、各業界が自主行動計画を立てまして温室効果ガスの削減に 向けまして着実に取り組みを進められておりますが、オフィスや商店、特に家庭部門に おけます排出量は削減が進みませず、逆に大幅に増えてきている状況でございまして、 国際的取り決めであります京都議定書の削減目標でありますマイナス6%を大きく上回 っているのが現状でございます。

特に、奈良県の場合は、家庭と運輸の排出量の割合が大きく、家庭と運輸を合わせた 排出量が、全国では27%であるのに対しまして、奈良県では41%を占めておりまし て、家庭における温室効果ガス排出量削減に向けた取り組みが最も重要となってまいり ます。

このようなことから、まずは住民の皆様に、地球温暖化によってどのような影響があるのか、また温暖化対策に必要なことは何かを学んでいただき、みずから行動するための意識を持っていただくことが先決であると考えております。

そのため、地球温暖化を身近な問題として考え、また行動する機会としていただきますために、自治会別環境問題学習会のテーマに地球温暖化を取り上げまして、平成13年度から平成15年度の間で約1,000人のご参加をいただいたところでございます。

また、平成15年度からは、地球温暖化防止事業といたしまして、二酸化炭素を通常の5倍吸収すると言われておりますケナフという植物からはがきをつくりまして、地球温暖化防止キャンペーンといたしまして、町内のスーパー等で配布をいたしてきております。

さらに、太陽エネルギーを利用いたしまして料理をつくったり、また太陽光発電システムを見学するなど、毎年様々なテーマで教室を開催いたしまして、これまで約300人の住民のご参加をいただいているところでございまして、今後もこれらの取り組みをさらに充実させながらストップ温暖化への意識を高めてまいりたいと考えているところでございます。

それから、(仮称)総合福祉会館の建設のCO2対策ということでございましたけども、(仮称)総合福祉会館の建設に際しましては、設備の建設費用を余り上げずエネルギー効果の高いものを積極的かつ効果的に採用することで、住民への環境意識への啓発も考えているところでございます。

まず、建物につきましては、ひさしを深くし日射を抑え、高窓による自然換気や自然 採光、壁や屋根の断熱や屋上緑化を採用しております。

電気設備につきましては、太陽光発電システムを設置し、事務室内照明やエアコンの 電力の一部に使用をしております。なお、太陽光パネルにつきましては、民家が近いこ ともあり、十分配慮した設置を行っております。

次に、空調設備につきましては、地中熱の利用や蓄熱式熱源システム(エコアイス)

の設置、建物地下ピットによります外気の予冷、予熱を行い、有効に熱利用を図っております。

給湯設備につきましても、夜間電力の利用を行い、さらにトイレの雑用水として雨水 利用も行うなど、環境に配慮した資源の有効活用を図っているところでございます。 以上でございます。

- ○議長(中川靖広君) 1番、宮﨑議員。
- ○1番(宮﨑和彦君) 次に、今後の公共施設、これから進むにつれて色々変化があるとは思うんですけど、要らなくなった施設とか、また新しく建てる施設とか、そういう時に、大改修とか色々、新築、改修とかあるんですけど、それに対しての今後どうされるかという考え方は、町の方でありますか。
- ○議長(中川靖広君) 池田総務部長。
- ○総務部長(池田善紀君) 今後のほかの建物についてでございます。

まず、現在でありますけども、まず太陽電池等々の自然エネルギーを利用した施設はございません。といいますのも、公共施設におけます自然エネルギーの活用につきましては、太陽電池の利用が考えられるところでございますけども、ご質問者もご承知だと思いますが、太陽光発電につきましては、幾つもの太陽電池を並べて利用します。この太陽電池の表面は、強化ガラスで出来ております。これが鏡の働きをすることもございます。したがいまして、風致地区内におきましては、太陽電池の取り付けは、規制等されておるところでもございます。また、太陽の光が反射して、その反射光が問題となることもございます。

さらには、世界文化遺産のあるまちとして、歴史的な景観を保全していかなければならないこともございます。その設備が歴史的な景観を乱すおそれも考えられますことから、その導入につきましては慎重な対応が求められているところであります。

しかしながら、地球温暖化問題につきましても、その重要性につきましては十分認識 しているところでございまして、ISO14001の取り組みを通して、重油やガソリ ンなどの消費量を抑えることで、CO2の削減に努めているところでございます。

そうした中で、公共施設の大規模な改修や建て替えに際しましては、その施設の位置、 また用途等を総合的に勘案した上で広く検討をしてまいりたいと考えております。

- ○議長(中川靖広君) 1番、宮﨑議員。
- ○1番(宮﨑和彦君) ありがとうございます。ハコモノがかなり多いんで、それをなく

すのか、また利用するのかというのは、十分これから検討していただいてやっていって いただきたいと思います。

以上で私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長(中川靖広君) 以上で、1番、宮﨑議員の一般質問は終わりました。

午前10時40分まで休憩いたします。

(午前10時19分 休憩)

(午前10時40分 再開)

○議長(中川靖広君) 再開いたします。

次に、14番、木澤議員の一般質問をお受けいたします。14番、木澤議員。

○14番(木澤正男君) それでは、通告書に基づきまして私の一般質問をさせていただ きます。

今回の一般質問につきましては、12月議会ということもあって、来年度予算にかか わって質問をさせていただきたいと思いますので、そのつもりでお願いをいたします。

まず最初に、1の原油高騰の影響についてということですが、ご存じのように、今、すごいスピードで原油価格の最高値が更新されており、日本経済に大きな影響を及ぼしています。また、身近なところでも、私たちの生活にも影響が出ており、直接的なものだと、ガソリンでは1リッター150円台になったり、灯油が18リッターで1700円台になるなど、驚くような値上がりぶりです。また、それ以外にも、プラスチック製品やビニール製品など、原油が関係するすべてのものに影響が出ているかと思います。こうした原油の高騰は、過去にも、オイルショックと呼ばれ、深刻な物価の上昇を招き、社会現象にもなりました。このように、私たちの生活に混乱を招く現象であることから、町行政の影響についても心配される住人さんが多いのではないかと思います。

それでは、・つ目の学校給食への影響についてですが、先日テレビのニュースを見ておりますと、横浜市青葉区の市立荏子田小学校というところでは、原油価格高騰の余波で食材の価格が軒並み上がったことを原因に、今年度の給食を2日間減らすということを決めたという報道がされていました。インターネットで調べてみますと、こうした値上がりを理由に給食を減らすのは、347校がすべて自校で給食を調理している横浜市立の小学校でもほかに例がなく、文部科学省は、全国的にも異例と見ているという記事が紹介されていました。

私自身、まさか原油の高騰によって学校給食にまで影響が出るとは思っていなかった ので、非常に驚かされたと共に、当然これを見た保護者の皆さんも、町内の小中学校の 給食は大丈夫なのだろうかと心配されていることかと思います。

そこで、町内小中学校での学校給食運営に対する原油高騰の影響についてお尋ねをしておきたいと思います。

- ○議長(中川靖広君) 栗本教育長。
- ○教育長(栗本裕美君) 原油高騰によって小中学校が実施しております給食にどういう 影響があるのかないのかというお尋ねでございます。

斑鳩町の方では、小学校の年間給食日数につきましては181日で、児童1人当たり4,050円を保護者から徴収をいたしまして、そしてそこに町より1食当たり16円26銭の給食補助をいたしております。また、中学校の年間給食日数につきましては165日で、生徒1人当たり月額4,150円を保護者から徴収いたしますと共に、今、小学校でも申し上げましたように、1食当たり16円26銭の給食補助を町の方からいたしております。これによりまして、小学校では1食当たり262円の給食費を充てております。そして、中学校では293円を食材費に充てているところでございます。

報道によりますと、今、議員もおっしゃったように、横浜市の方で、小学校の給食日数は188日でございまして、月額3,700円の給食費のみで運営されていたということでございます。その中で、1食当たりが222円というように、斑鳩町としては相当かなり低い状況で給食運営をされていたというのが現状でございます。そうしたところから、給食日数を減らすことになったのではないかというふうに考えております。

質問者がご心配いただいておりますように、食材の価格は上がっておりますけれども、 学校給食では、米やパン、あるいは牛乳は年間で価格を契約いたしております。また、 野菜等は毎年価格が変動しておりまして、学校栄養職員が様々な食品の価格の変化に対 応しつつ、児童生徒に必要な栄養素、あるいはエネルギー量を確保しながら、食材を適 切に組み合わせまして、献立作成と食材発注に取り組んでいるところでございます。

このように、さきに申し上げましたように、給食補助金を活用しながら、学校栄養職員が市場価格を常に調査いたしまして、食材の確保と栄養バランスを考えながら食材発注を調整しておりますために、斑鳩町の小中学校では、現時点におきましては、給食日数の変更、あるいは値上げ等は考えておりません。

ただ、今後のことでございますが、米、パン等の主食価格の大幅な値上がりが余儀な

くされる場合には、やっぱり学校給食運営委員会において、次年度以降の給食費改定の 議論も出てくる可能性があるというふうに考えているところでございます。

- ○議長(中川靖広君) 14番、木澤議員。
- ○14番(木澤正男君) 現時点では、変更等はないというふうにお答えいただいております。

私、このニュースを聞いててもう一つちょっと疑問に思ったんですけれども、横浜市さんの方では、学校給食というのは、市内では188日を標準とする、そういうふうに決まっているというふうに報道されていたんですけれども、斑鳩町内の給食日数、学校給食の日数というのは統一されているのか、それとも学校ごとに決まっているのか、ちょっとその状態についてお聞きしたいと思います。

- ○議長(中川靖広君) 栗本教育長。
- ○教育長(栗本裕美君) 小学校は小学校、中学校は中学校で同じ日数になっております。 先ほど申し上げましたように、小学校は181日、そして中学校では165日、これは 3小学校、2中学校、中学校と小学校とも一緒でございます。
- ○議長(中川靖広君) 14番、木澤議員。
- ○14番(木澤正男君) それとあわせて、先ほど教育長、変更が生じた場合には、学校 給食運営委員会でその後の対応についても諮られるということですんで、相談について はそこでされて、それぞれの学校で、実施するとなったら決定を下すんですか、ちょっ とごめんなさい。
- ○議長(中川靖広君) 栗本教育長。
- ○教育長(栗本裕美君) 斑鳩の場合は、給食につきましては、学校給食運営委員会というは5校でつくっております。そうした中で、給食費の食材の価格、あるいは市場状況 等勘案しながら、給食が今も申し上げておりますような金額で出来なくなってくるというような場合には、値上げということは出てまいります。ただ、斑鳩の場合、16円26銭という補助金を出していますことから、他に比べて補助金の分だけ子どもたちは軽減されているというふうに思っておりますので、そうした中で給食の内容については、非常にいいものが子どもたちに提供出来ているんではないかというふうには思ってます。
- ○議長(中川靖広君) 14番、木澤議員。
- ○14番(木澤正男君) そうしましたら、今後、給食運営委員会等も通じて、保護者の 心配の声等もしございましたら、適切な対応、説明していただきますようにお願いをし

ておきたいと思います。

それでは、次に、原油の影響というのは、全体的に色んなものが影響すると思いますけれども、来年度予算について、私の考えられる中でも、本当にごくわずかなところでしか影響というのがわからないものでして、町側としてその影響についてどのようなところに影響が出るというふうに考えているのか、お聞きをしておきたいと思います。

- ○議長(中川靖広君) 池田総務部長。
- ○総務部長(池田善紀君) 石油価格の高騰に伴います平成20年度予算への影響についてでありますけども、直接的に影響を受ける経費といたしましては、庁舎や学校などの各公共施設に係る電気料金などの光熱水費や冷暖房用の燃料費、そしてごみ収集車を中心といたします公用車に係る燃料費などが挙げられます。

これらの経費が仮に10%値上げされますと、平成18年度決算ベースで試算して、約1,600万円程度の増加が生じるものと考えられます。

また、石油を原料といたします製品やその生産過程において石油を使用する製品、物流コストの増加によりまして値上げも生じるものと見込まれますことから、これらの購入に係る経費につきましても、少なからず影響を受けるものと考えているところであります。

町といたしましては、住民サービスの低下を招くことのないよう、予算編成過程におきまして適切に対応してまいりますと共に、各公共施設の運営や公用車の運転におきましては、引き続き節減に努めて、その縮減を図ってまいりたいと考えているところでございます。

- ○議長(中川靖広君) 14番、木澤議員。
- ○14番(木澤正男君) 今、仮の計算で10%上がったら約1,600万円影響があるということですけども、住民サービスの低下を招かないようにというふうに答弁いただきましたので、そのようにぜひ努めていただくと共に、こうした影響というのはその時々でないとわからないこともあるかと思いますので、ぜひ随時議会の方にも、こうした影響については報告いただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

それでは、次の2番目に移らせていただきたいと思います。

次、不妊治療についてですが、これまでにも質問をさせていただいてきましたけれど も、妊娠を望む男女が2年を経過しても妊娠出来ない症状のことを不妊症というふうに 呼ばれまして、現在不妊症のカップルというのは全体の10%以上であるというふうに 推測されています。さらに、年間約46万組のカップルが不妊治療を受けていると言われており、治療を受けずに、また受けられずに悩んでいる患者を含めれば、その3倍以上の人数になると試算されています。

今、少子化が進む中で、少子化対策としてもこうしたカップルを助け、このように子どもを望んでも妊娠出来ないという状況を少しでも改善出来るよう力を入れるべきだと考えます。

しかし、こうしたカップルが不妊治療を受けようとしても、高額な費用がかかるため 治療を受けられなかったり、またプライバシーの問題や身近に治療機関もないため、な かなか相談も出来ずに苦しんでいるという状況があるかと思われます。

こうした状況を改善しようと、厚生労働省の方では、調査の過程で、2年以上治療を続ける夫婦が多いことから、以前は2年間であった助成を5年間に延長するなど、不妊治療対策に力を入れてきています。

また、これまでの質問から、現在町の方でも県と協力して奈良県不妊専門相談センターの案内を行うなど、情報提供や保健センターでの相談対応に取り組んでいただいているというふうに思いますが、取り組みを前進させている国の動向にあわせて、斑鳩町でも次世代育成支援行動計画の中にもしっかりと位置づけをし、少子化対策として、もう一歩踏み込んだ取り組みが必要だと考えます。

また、実際に、不妊治療を望む方の声として、2003年に山口県が実施したアンケート調査では、「不妊治療に対して県、市町村に望むこと」という質問に対し、重複回答もありますが、1位として不妊治療の保険適用が91%、2位として不妊治療費の助成が84%、3位として不妊専門の医療機関の増加が60%という順になっています。さらに、大阪府の不妊実態調査では、不妊治療全体についての意見を求めたところ、経済的負担の軽減及び保険適用や補助を望むという声が最も多く、28.4%の方からそうした声が寄せられています。こうした不妊症に悩む人たちの要望として保険適用を求める声が非常に多く、私も認識を改めさせられたのですが、現在その保険適用についてはどのような動向になっているのか、町としてどのように認識しているのか、お尋ねをしておきたいと思います。

- ○議長(中川靖広君) 西本住民生活部長。
- ○住民生活部長(西本喜一君) 現在の不妊治療に対する保険適用の動向でございますけども、不妊治療のうち、ホルモンの異常や子宮・卵管の機能障害などに係る治療につき

ましては、既に医療保険の適用となっているということは認識しております。しかし、 体外受精や顕微授精等につきましては、現在のところ、疾病に対する治療であるとの判 断がまだなされておらず、保険の適用とはなっておらないということで認識をしており ます。

このことから、厚生労働省では、体外受精や顕微授精に要した費用の一部を助成します特定不妊治療費助成事業を実施しているところであるというふうに聞いております。 以上でございます。

- ○議長(中川靖広君) 14番、木澤議員。
- ○14番(木澤正男君) 今、部長、答弁でおっしゃっていただきましたけれども、一般的な不妊治療には医療保険が適用されますけれども、特殊な体外受精、また顕微授精といった医療には保険がきかないと。体外受精の場合は、1回約30万円、顕微授精ですと40万円の費用がかかるというふうに言われています。また、1回当たりの成功率は2~3割程度とされ、何度も治療を繰り返す必要があり、かなり高額の負担となっています。先ほどの山口県のアンケート調査の続きでは、これまでに不妊治療に要した治療費の総額平均は43万円で、体外受精を受けた場合は159万円という結果が出ています。

こうしたことから、体外受精や顕微授精についても保険の対象にするべきだという声が大きく広がってきていますので、ぜひ町の方としても、その動向については注意をして見ていただき、そして町の方からも、ぜひ国に対して保険適用の声を上げていただきたいというふうにお願いをしておきたいと思います。

それでは、こうした状況を踏まえまして、次の「町の独自助成について」お尋ねをしておきたいと思います。

これまでにも、私要望をさせていただいてきましたけれども、今、奈良県がこの助成 事業を実施をしております。先ほど申しましたように、国の制度としても半分補助金が 出て、2年から5年に拡大されたという実態もございますが、ぜひ斑鳩町としても町独 自でこの助成制度、実現をするべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

- ○議長(中川靖広君) 西本住民生活部長。
- ○住民生活部長(西本喜一君) 現在、質問者がおっしゃいますように、奈良県においては、国の補助を受けて特定不妊治療費助成事業を実施されているところであります。この事業につきましては、少子化対策の一環として平成16年度から行われているもので

ありまして、指定医療機関で特定不妊治療である体外受精または顕微授精を受けた場合、 その費用の一部を助成するものであります。

質問者もおっしゃっておりますように、平成19年度からは、1年度当たり助成回数を2回、計20万円までにふやし、また利用対象となる夫婦の所得制限の限度額も、その合計金額が650万円未満から730万円未満に引き上げられており、この事業の充実が図られてきているところであります。

この事業は、開始して3年を経過しておりますけども、この間に、初年度には149件の申請があったものが、平成18年度には270件というふうに確実に増加をしてきております。この事業の不妊治療としての効果は、まだ検証もされていないのが現状でもあります。

こういったことを踏まえまして、町といたしましては、現段階では町独自に助成制度を実施することはまだ難しいのではないかと考えておりまして、保健センターにおきましては、今後も国や県の動向には留意をしつつ、不妊に悩んでおられます方々に対しまして相談等に対応してまいり、そして様々な情報の提供に今後も努めてまいりたいと、このように考えておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

- ○議長(中川靖広君) 14番、木澤議員。
- ○14番(木澤正男君) 前回質問した際にも、同じような答弁をいただいたというふうに思っております。しかし、部長もお答えいただきましたけれども、要望自体はふえているんですよね。それに対して、やはり住民福祉の向上という点で、町行政としてその要望にこたえるべきだと。

さらに、全国の例を見てみますと、特に少子化対策として、出生率の低い地域、自治体が先進的にこの取り組み、市町村独自で行っております。少し紹介しますと、北海道の新得町では、助成1件5万円を限度として行っています。さらに、栃木県の壬生町、このどちらも以前に私質問させていただきました「がんばる地方応援プログラム」という国が示しているこの取り組みに対応出来るような形で、これは国の方で認められると交付税算入もあることから、そうした取り組みとして町独自で先進的に取り組みをされていますので、ぜひこういったところも研究をしていただきたいというふうに思います。

そして、インターネットなんですけれども、不妊治療等を求める方の声を少し紹介しておきたいというふうに思うんです。まず、「どうして日本の少子化対策は子どもありきなのですか。子どもが生まれないと受けられない支援ばかりです。私も不妊治療をし

ています。子どもを欲しいのです。今は健康保険が適用されていますが、体外受精など の高度治療に保険がきかないって知っていますか。子どもを欲しいのに治療費の壁のせ いであきらめることもあるでしょう。子どもが生まれないと、せっかくの育児支援も、 年金制度も、道路だって使う人がいなくなります。お願いです。女性不妊にも男性不妊 にも、大きな支援が必要です。将来支援した何倍ものお金を子どもたちは生み出してく れますよ。20代女性」。次に、「今の少子化問題は、子どもをつくれる体だけどあえ て子どもをつくらない人たちが対象であって、欲しくてもなかなか授からない人や、流 産、死産を経験した人たちへの配慮が全くないように思います。20代女性」。続いて、 「男性不妊のため治療をしています。経済的にも負担が大きく、仕事をしていますが、 治療に関して全く理解が得られません。男性不妊であっても病院に通うのは女性であり、 生理の周期に合わせて治療や手術をするため仕事を休まないといけません。体外受精の 場合、2、3日は家で安静にしないといけないのです。仕事をしながらの治療は、スト レスや職場との関係もあり、とても困難です。経済的負担が重いので、それであきらめ てしまう夫婦もたくさんいます。不妊に悩む夫婦が相談出来る施設が必要。30代女 性」。もう1点だけ。30代の主婦です。「不妊治療のため、体外受精時間の融通もき かず、仕事をやめパート勤めをしながら治療中です。いっぱいいっぱいの生活の上、子 どもが欲しくても治療をしないと出来ない。注射1本1万円。体外受精は、1回で50 万はかかります。1回で成功出来ればいいのですが、成功する確率はとても低いのです。 子どもが欲しくても治療をしないと出来ない。でも、経済的にも何回もトライすること が出来ない。少子化、少子化といっているならば、こういう現実も考慮して、保険適用 には出来ないでしょうか。子宝が欲しくてもあきらめざるを得ない現実を知ってほしい です。30代女性」。

というように、こうしたさまざまな声が挙げられております。特に、仕事をしながら 治療をするのは大変難しい、そして経済的にも負担が重い、こういうことでありますの で、町の助成制度が実現すれば、こうした方たちの負担というのは少しでも軽減出来る んではないか、また町の少子化対策にとっても大きな効果を期待出来るのではないかと いうふうに考えますので、ぜひ町独自の助成制度、今、不妊治療を望む方の声が広がっ ているという実態を踏まえまして実現をしていただきたいというふうに強く要望させて いただきます。この問題につきましては、今後も質問をさせていただきますので、よろ しくお願いしておきたいと思います。 それでは、次に、3番の妊婦健診について質問をさせていただきます。

この質問につきましては、今年の3月議会でも同僚議員から一般質問されておりますが、その後、奈良県から大阪へ搬送される途中の妊婦を乗せた救急車が事故に遭い、子どもは死産であったという痛ましい報道がありました。その際にも、妊婦健診の重要性が指摘されていたかと思います。

現在でも、妊娠しているにもかかわらず健診を受ける費用がないなどの理由で、一度 も健診を受けられずに出産に臨むという方が、少数ですが、実際におられます。実際に、 妊婦健診については、保険の対象とならない部分が多く、私も先日私の家庭に子どもが 生まれましたが、妊娠してから出産までに健診にかかった費用は、月々にすると1万円 弱と、大変大きな負担でありました。

こうしたことから、大きな負担となるために健診を控えてしまうというケースもあり、 母子の健康、無事な出産ということを考えますと、適切な健診を受けていただくことが 必要であると考えます。

そこで、妊婦健診に対して、現在の実施状況と健診の必要性に対する町の認識についてお尋ねをいたします。

- ○議長(中川靖広君) 西本住民生活部長。
- ○住民生活部長(西本喜一君) 妊婦健診につきましての町の現状でございますが、現在町においては、1回妊婦健診について助成を行っております。また、非課税世帯につきましては、2回分の費用について助成を行っているところでございます。

母体や胎児の健康を守るため、また安心して出産に臨むためにも、定期的な健診の受診は必要であると考えております。また、保健センターでは、妊婦自身が妊娠していることの自覚を高められるように、妊娠中の生活における注意点などを指導すると共に、妊婦健診の定期的な受診の勧奨を行ってきているところでございます。

以上でございます。

- ○議長(中川靖広君) 14番、木澤議員。
- ○14番(木澤正男君) 今、部長から答弁いただきまして、状況について報告いただきましたけれども、次の「今後の対応について」というところですけれども、以前の同僚議員の質問の中の答弁で、厚生労働省から出されている通知についての町の見解等もその時答弁をいただいているというふうに思いますが、現在国、厚生労働省の方から、適切な回数というのが何回であると、そして町としてそのことについてどのようにお考え

なのか。その時も答弁いただいてますけど、改めて再度確認をさせていただきたいと思います。

- ○議長(中川靖広君) 西本住民生活部長。
- ○住民生活部長(西本喜一君) 厚生労働省の母子保健課長から、妊婦健康診査の公費負担の望ましいあり方についてという通知がございまして、この中で5回程度の公費負担を実施することが原則であると考えられるという考え方が示されております。

平成19年8月現在の厚生労働省の調査によりますと、妊婦健診の公費負担の回数は、全国平均で2.8回、奈良県では平均1.6回となっております。 以上です。

- ○議長(中川靖広君) 14番、木澤議員。
- ○14番(木澤正男君) 今、部長答えていただいた中で、5回というふうにおっしゃっておられましたけれども、この国の方から来ている通知につきまして、公費負担については14回程度が望ましいと考えられるということで、一般的に健康な人は、問題もなく、健診を受けても平均で14回ぐらいはかかるということから、国の方も14回行われることが望ましいというふうに通達があったと思いますけれども、今、5回とおっしゃいましたけども、その差についてどのようにお考えでしょうか。
- ○議長(中川靖広君) 西本住民生活部長。
- ○住民生活部長(西本喜一君) 確かに、公費負担の望ましいあり方についてということで、平成19年1月16日に、公費負担の回数の考え方につきましては、14回程度行われるのが望ましいと考えられるというふうにもございますし、また財政が厳しい折、公費負担が困難な場合には、健康な妊娠、出産をされる上で最低限必要な妊婦健康診査の時期及び内容については少なくとも5回が考えられることから、5回程度の公費負担を実施することが原則であると考えられるということもこの通達の方にございましたので5回と申し上げましたが、財政的な負担等も考えまして、また全国的な妊婦健康診査の回数等も見ますと、5回程度というふうに認識をしているところでございます。

以上です。

- ○議長(中川靖広君) 14番、木澤議員。
- ○14番(木澤正男君) 私は、国も言うてますけれども、最低限5回と、公費負担を実施することとして求めていることかなと。ただ、しかし、妊婦健診というのは、先ほども申しましたけれども、平均で13回から14回程度が必要になるということでは、そ

の健診を受けられる方の大きな負担になっており、そのことによって健診を控えてしまうという状況があるというふうに申し上げましたけれども、例えば13回から14回の健診回数にしても、これは例えば流産とか未熟児などの、ちょっと言い方は難しいんですけど、問題があるというんですかね、そういった方につきましては、こうした回数では済まないと、もっと多くの回数の健診を受けられるというふうに思うんです。そうした方については、さらに大きな負担になってしまうと。こういったことが、健診を受けにくい、そして事故が起こってしまうようなケースにつながっているというふうに思います。

そこで、リスクを持つ妊婦につきましても、そうした負担もなく安心して健診にかかれるように、今後十分に検討していくべきではないかというふうに思っています。今回、いよいよ来年度予算も編成が始まっているというふうに思うんですけれども、具体的に町として、この無料健診について今後どのようにしていこうと考えておられますか。

- ○議長(中川靖広君) 西本住民生活部長。
- ○住民生活部長(西本喜一君) 現在、斑鳩町といたしましても、県下市町村の動向や全 国の状況を考慮する中で検討をしているところでございます。そういった中で、さらに 検討を加えてまいりたいと、このように考えております。

以上です。

- ○議長(中川靖広君) 14番、木澤議員。
- ○14番(木澤正男君) 今の時点で具体的に何回というふうにはお答えをいただけないようですので、これはまた来年度の予算審査の時にも再度お聞きをしたいというふうに思いますが、先ほども言いましたように、リスクを負った妊婦さんも安心して健診が受けられるような体制をつくっていくことは、ぜひ町としても努力をしていただきたい。

さらに、国の方から、このように通達、通知が出ていることについて、この妊婦健診の公費負担についても、国の方から交付税算入という形で町の方に国庫負担があるというふうに思うんですが、それについては、国の方は何回分の助成を町の方に補助しているというのが、わかりましたらお聞きしたいと思います。

- ○議長(中川靖広君) 池田総務部長。
- ○総務部長(池田善紀君) 妊婦健診に係ります地方交付税算入の措置でございますけど も、平成19年度の地方交付税におきまして、子育て支援事業の一環として、児童の虐 待防止対策の重点的な取り組みや妊産婦の健康診査費用の助成の拡充、地域における子

育て力の強化等、地方公共団体が地域の実情に応じて実施する総合的な少子化対策事業に要する経費について拡充をされてきております。これに伴いまして、本町におきましても、基準財政需要額も増加をいたしております。

ただ、この交付税の算定の措置におきまして、先ほど申し上げましたように、妊婦健診を含む地域の子育て支援のための措置という総額だけで示されておりまして、妊婦健康診査部分のみの積算単価、回数などについては示されておりませんので、具体的な枠については積算出来ないという状況でございます。

- ○議長(中川靖広君) 14番、木澤議員。
- ○14番(木澤正男君) 国の方がはっきり何回と、幾らやというふうに言ってきていないということであれば、ぜひ、難しいのかもしれませんけど、国の方に対しても、このように通達、通知をして無料で健診を行うようにというふうに勧めるのであれば、それに見合った財源をもっとはっきりとした形でいただけるように強く要望すると共に、先ほど申しましたリスクを負った妊婦さんも安心して健診を受けられるよう、費用負担が過大にならないように、国の方に対しても財源的な要望を町の方から上げていただきたいというふうに思います。このことは、要望をしておきたいと思います。

そしたら、次に4番目の質問に移らせていただきます。

それでは、4つ目、国民健康保険についてですが、これまでにも質問させていただいてきましたけれども、昨年の住民税増税などの影響もあわせて、全国的に今国民健康保険税が高過ぎて払えないという声が住民の間で大きくなっています。その一方、この間国が負担を大きく減らしてきた影響や、国保加入者の構成も大きく変わり、今、市町村の国保会計は大変厳しい状況にあります。

しかし、この苦しい財政状況の中でも、地方自治体は住民福祉の向上に努め、いかに して住民の暮らしや命を守っていくのか、このことが大きく問われていると思います。 今回は、そうした国民健康保険を取り巻く厳しい情勢があることを踏まえた上で質問を させていただきたいと思います。

まず、・の質問ですが、斑鳩町の国民健康保険の滞納件数はどのようになっているのでしょうか。また、斑鳩町は、これまで資格証は発行しないように頑張っていただいておりますけれども、短期保険証の発行状況についてはどのようになっているでしょうか。

- ○議長(中川靖広君) 西本住民生活部長。
- ○住民生活部長(西本喜一君) 国民健康保険税の滞納状況につきましては、平成18年

度の決算におきまして、951世帯、2億3,702万1,632円の滞納となっております。内訳といたしましては、平成17年度分では4,323万1,289円、平成16年度分では3,470万4,278円、平成15年度分では3,069万8,022円、平成14年度分では2,999万278円、平成13年度以前の分では9,839万7,765円となっております。

また、短期被保険者証の発行状況でありますが、平成19年度の被保険者証の更新時に、155件につきましては、今後の納付相談も含めて役場に来ていただけるように通知をしております。

その結果、平成19年10月末現在での状況を申し上げますと、3カ月証では13件、6カ月証では38件、合計で51件を交付しております。また、25件については、納付をいただくことなどにより通常の被保険者証を交付させていただいております。

○議長(中川靖広君) 14番、木澤議員。

以上でございます。

- ○14番(木澤正男君) 今、155件発行して、それで短期保険証と正規の保険証合わせて76枚の発行ということで、残りについては79枚かというふうに思いますが、この79枚というのは、被保険者に保険証が届いていないという、役場で預かっている件数であるというふうに思いますけれども、このうち、少し担当課でお聞きをしますと、居所不明者、送ったけれども、住所がわからないとか、おられるかどうかわからないということで戻ってきたのが9件というふうにお聞きをしてます。そうすると、それ以外だと、70件の世帯に対して国保証、短期保険証が渡っていないということが実態としてあるというふうに思うんですが、この短期保険証、いつまで預かるというふうになっているのでしょうかね。
- ○議長(中川靖広君) 西本住民生活部長。
- ○住民生活部長(西本喜一君) 短期保険証につきましては、この70件の方につきましては、まだ窓口に取りに来ておられないということで、被保険者証が更新になるまでの間は窓口で預かると、このようになっております。
- ○議長(中川靖広君) 14番、木澤議員。
- ○14番(木澤正男君) 被保険者証の更新の日までということですけれども、例えば3 カ月の短期保険証を発行していたら3カ月ということですかね、そしてまたそれが過ぎ たら次3カ月ということで、結局取りに来なかったらお渡し出来ない、1年間ずっと渡

さないままということになっているんだというふうに思います。そのことは間違いないですかね。

- ○議長(中川靖広君) 西本住民生活部長。
- ○住民生活部長(西本喜一君) そのとおりでございます。
- ○議長(中川靖広君) 14番、木澤議員。
- ○14番(木澤正男君) 私、国民健康保険法の中で、特別の事情がないのに保険料を滞納している世帯主に対して被保険者証の返還を請求することが出来るというふうにありますけれども、今の斑鳩町の実態を見ると、もう年度当初から保険証が不交付になっているのではないか、国民健康保険法の趣旨に対して反しているのではないかというふうに考えますけど、その点はいかがでしょうか。
- ○議長(中川靖広君) 西本住民生活部長。
- ○住民生活部長(西本喜一君) 国民健康保険証でございますけども、長期にわたる滞納がある方や納付約束の履行がなされてない方などについては、役場の窓口で交付させていただく方法を、先ほどから申しましたように、とっております。被保険者から、今後の方針も含めた事情をやはり伺わしていただきたいというふうに考えておりまして、被保険者の方にはその旨、役場の方に取りに来ていただきたいということの文書を送付させていただいているところでありますので、そういった通知をしておりますので、保険者証を取りに来られないということは、相手方さんの対応で取りに来られないというふうに解釈をしております。
- ○議長(中川靖広君) 14番、木澤議員。
- ○14番(木澤正男君) 今、部長がおっしゃっていただいたことの中に、相談にも窓口等に連絡等もないということで、例えば悪質な方ですね、そういった方というのがあるというのは、私もないとは言いませんけれども、加入者に対して、年度が変わっても一度も保険証が手元にないと、届かないということは、問題があるのではないかというふうに思ってます。

今、斑鳩町、先ほども申しましたように、資格証は頑張って発行しないようにと努めていただいていますけれども、実際には保険証が手元にないと、病院に行っても10割窓口で払わないといけないということでありましたら、資格証を発行しているのと変わらないような状況になっているというふうに思います。

繰り返し言いますけれども、悪質な人がいる、保険証なんか要らないよと、払う能力

があるのに払おうとしないと、そういう人がいるということは否定はしませんけれども、 そうでない方にまで保険証が届いていない、渡せていないという実態があるんではない かと思います。

先日、私はある住民の方、高齢者の方ですけれども、相談を受けまして、その方は生活に困って相談に来られたんですけれども、話を聞きますと、国保税を滞納していて保険証を持っていなかったんですね。風邪を引いても医者に行けないという状況でした。何で役場に相談に行かないのかと尋ねますと、お金がないので相談にも行っていないと、お金を持っていないから相談にも行けないというふうにおっしゃっておられたんです。斑鳩町の方として、お金を持ってこないと相談に応じないとか、そういうことはないというふうに担当課でもお話はお聞きしていますけれども、実際に通知をして連絡をくれない人の中に、そのようにお金がないから相談にも行けないと思っていらっしゃる方が実際にいるということについて、私はそういう人に保険証が渡っていないというのは問題であると。さらに言うと、そういうことはあってはならないというふうに思いますけれども、それについてはどのようにお考えでしょうか。

- ○議長(中川靖広君) 西本住民生活部長。
- ○住民生活部長(西本喜一君) そういう方に対しましても、再度文書によりまして、また電話をいただけるように、連絡をいただけるようにもお願いをしてきているところであります。また、滞納者のお宅へもお伺いし、また納付相談も行っているところでありまして、そういった方が少しでも減るように努めていきたいと、このように考えております。
- ○議長(中川靖広君) 14番、木澤議員。
- ○14番(木澤正男君) 手元に保険証が渡っていない方70件ありますけれども、実際 にそのすべての状況を把握するというその努力はしていただきたいと思いますけれども、 例えばこれがもっとふえてきた時に、じゃあそれが出来るのかということを考えますと、 非常に今の体制では難しいんではないかというふうに思います。それについては、少し 視点を変えて見てみたいというふうに思うんですけれども、今、全国の自治体で、ずっと申し上げてきましたけれども、国保の滞納がふえてきていると、それに対して、どう すれば国保の収納率を上げることが出来るのか、こうした取り組みでは、国の方が示している滞納者に対して資格証を発行するというなどの制裁措置というのを出来るだけや めて滞納相談に力を入れているという自治体が生まれてきています。

そのうちの一つが福岡市です。福岡市は、資格証を19年発行し続けてきましたが、 その結果から、資格証は収納率向上に役に立たないという判断を下して、わずかですが 政策の転換が始まっているようです。また、さいたま市や名古屋市でも同様の理由で、 資格証の発行をごくわずかに抑えてきたようです。

斑鳩町は、資格証を発行せずに頑張っていただいていることは私も理解していますし、そのことは高く評価をさせていただいています。その点からも、町行政に対しても申し上げたいのは、今後も資格証を発行しないという姿勢を守ってもらうと共に、短期保険証の発行についても、これまで以上に相談体制の強化を図る。さらに、それと共に、その発行体制自身も改善をする必要があるのではないか。先ほど私が申し上げましたような方が保険証を持っていないと、病院にもかかれないということのないようにしていただきたいと、この点については体制の改善を強く要望しておきたいというふうに思います。

さらに、以前にも質問させていただきましたけれども、こうした方、生活が非常に困難になっており、国保税も滞納しているという方については、多重債務に陥っている方がいらっしゃるというふうに思うんです。その方のプライバシーの問題で難しい面はありますけれども、滞納相談の中で、そうした人に本当に親身になって相談に乗って、今後どのようにして、滞納についても、しっかりと払いながら生活もしていけるか、そういったところについても親身になって相談をすることが、国保収納率の向上にもつながると思いますし、その方にとっても、役場の職員というのが信用出来るということで、住民さんとのつながりも深まるというふうに思いますんで、この点について、今後相談体制の強化と発行体制の改善、悪質な人以外の方に保険証が渡らないということのないように要望をしておきたいというふうに思います。この点について、部長、今の段階で改善についてお考えをお聞きしておきたいと思います。

- ○議長(中川靖広君) 西本住民生活部長。
- ○住民生活部長(西本喜一君) 滞納をなくすことにつきましては、当然私どもの使命だと、このように考えております。そういった中で、色々な方法を考えまして、特に相談体制を強化するとか、またその中で納付誓約もとっていく、そして滞納者の納付の相談も乗っていき、出来るだけ多く国民健康保険税の納付の意欲の維持に努めてまいりたいと、このように考えておりますので、よろしくご理解賜りますようお願い申し上げます。
- ○議長(中川靖広君) 14番、木澤議員。

- ○14番(木澤正男君) 今、部長、考え方等示していただきましたけれども、今後具体的にどのように改善をされていくのか、また追って質問をさせていただきたいということを申し上げまして、私の一般質問を終わらせていただきます。
- ○議長(中川靖広君) 以上で、14番、木澤議員の一般質問は終わりました。 午後1時まで休憩いたします。

(午前11時33分 休憩)

(午後 1時00分 再開)

○議長(中川靖広君) 再開いたします。

続いて、2番、小林議員の一般質問をお受けいたします。2番、小林議員。

○2番(小林 誠君) それでは、通告書に基づき質問させていただきます。

つい最近、県道大和高田斑鳩道路で大きな事故がありましたので、今回は県道大和高田斑鳩道路信号機、2カ所の住民要望について質問させていただきます。

JRの高架を北に越えて200~300メートルの区間で、現在マンションが建築中であり、また大型スーパーがあり、またマンションが建設予定だと聞いております。そして、いかるがパークウェイの合流地点もあり、今後交通量が増加すると思われますが、現時点で、数年前から既に住民からの交通安全対策の要望が西和警察署と郡山土木に上がっていますが、斑鳩町として今後どのように住民の声に対応されるのか、まず斑鳩町が把握している県道大和高田斑鳩道路の、今年の分で結構ですので、交通事故の件数を教えていただけませんか。

- ○議長(中川靖広君) 藤本都市建設部長。
- ○都市建設部長(藤本宗司君) 県道大和高田斑鳩線の斑鳩領域分の交通事故の件数でございますけれども、平成19年11月末現在の当該路線での発生した交通事故件数につきましては18件、死者数1人、負傷者20人ということになってます。その中で、事故の内容でございますけれども、自動車対自動車が7件、自動車対原付自転車が3件、自動車対自転車が3件、自動車対場をで5件となってございます。
- ○議長(中川靖広君) 2番、小林議員。
- ○2番(小林 誠君) 今、おっしゃっていただいた数字で、それだけ上がっていますと、 やはり日常生活で危ないと思われるような体験がもっとあると思います。そして、昨年 に引き続き今年も死亡事故が発生し、大型スーパー付近に信号機の設置要望も西和警察

署へ提出されていると思いますけれども、この設置が実現出来るのかどうか、ちょっと ご答弁いただけますか。

- ○議長(中川靖広君) 藤本都市建設部長。
- ○都市建設部長(藤本宗司君) 今、ご指摘をいただいております箇所の交通信号機の設置要望につきましては、当該路線の交通量も増加傾向にございます。かつスーパーマーケットの出店によりまして、相当数の自転車の走行、そして歩行者があることから、交通信号機の設置要望を周辺地域自治会より町に対して行われてきておりまして、町といたしましては、平成20年度設置要望として西和警察署を通じ奈良県公安委員会へ要望をしているところでございます。また、相当数の周辺住民の方、そして沿道企業の署名を集められ、設置要望書が警察にも提出されていると聞いております。

交通信号機が設置されるまでの流れでございますけれども、奈良県公安委員会におきまして最終的な判断を下されるというものでございますが、交通量や道路幅員など現状の様々な要素を勘案され、その優先度に応じて設置されてきております。当該要望箇所については、県道西側の町道416号線の幅員が非常に狭隘であるということ、そして特に車両の通行量も少ないことから、設置に至るまでには非常に厳しい条件があるということで聞いているところでございます。

- ○議長(中川靖広君) 2番、小林議員。
- ○2番(小林 誠君) わかりました。

それでは、次、もう一つの要望書の方の南都銀行法隆寺駅前出張所前交差点における信号機の設置、これ側道側の方の要望だと思うんですけれども、その後の進捗はどのようなものか、お聞かせください。

- ○議長(中川靖広君) 藤本都市建設部長。
- ○都市建設部長(藤本宗司君) ご質問の件でございます。県道大和高田斑鳩線の側道から県道へ流入する際の明確な交通信号機の設置を望むものでございましたが、当該側道については、県道と町道との交差点内ということで判断されておりまして、通行を阻害しない範囲において速やかに移動しなければならないということになってございます。 交通量や現場条件もあることから、警察へは設置要望はいたしているものの、現実的には当該要望箇所での交通信号機の設置は、現状では難しいものと考えております。
- ○議長(中川靖広君) 2番、小林議員。
- ○2番(小林 誠君) 今年度、奈良県で数カ所の信号機設置しかしていない中で、西和

警察署が管轄している地域でたった1カ所の設置だと聞いております。また、斑鳩町内でも、信号機の設置改良要望が数箇所あると思いますので、これらも、設置も難しいかもしれませんが、引き続き設置要望をしていただくことをお願いすると共に、現在法隆寺駅周辺の整備が進められております。また、いかるがパークウェイの県道大和高田斑鳩線側への延伸も計画されております。そうした整備の中で、交差点改良等も行われていくことになろうかと思いますので、また安全対策について十分にご検討いただくことを要望しておきます。

そして、次に、その信号機の間の箇所も入るんですけれども、県道大和高田斑鳩線の 歩道について、利用者の方々が、段差も多いし、それに段差が規定では2センチほどだ と聞いてるんですけれども、また道路の状況によっては、大きくそれ以上の段差がある 箇所もあります。そして、年々高齢者の方もふえていくことですので、こういう声がも っとふえていくと思いますので、県の管理ではありますものの、町として県に対し検討 いただくようお願い出来ないのか、ご答弁よろしくお願いします。

- ○議長(中川靖広君) 藤本都市建設部長。
- ○都市建設部長(藤本宗司君) 県道大和高田斑鳩線の歩道の改善ということでございますが、当該歩道につきましては、平成6年度に策定されました斑鳩町歴史街道計画整備プランに基づきまして、斑鳩の玄関口のJR法隆寺駅から世界歴史文化遺産の法隆寺への歩行者のメインアクセスといたしまして、当該県道がいざない大路として位置付けされ、平成7年度から9年度にかけて、石張り舗装や歩道の切り下げ、点字ブロック等の歩道整備が約1億8,000万円をかけて改善が行われてきたところでございます。

また、平成11年度には、町内の道路の交通安全総点検が高齢者や車椅子利用者、そして視覚障害者等の方々のご参加をいただき実施されておりまして、当該道路の点検も行われ、改善出来る箇所については対処をされてきております。

そういったことで、歩道全体を改善するということについては非常に難しさがございます。しかし、横断する道路等の取り合いの中で支障となるようなことがあれば、改善するよう県に要望をしてまいりたいと、このように考えております。よろしくお願いをいたします。

- ○議長(中川靖広君) 2番、小林議員。
- ○2番(小林 誠君) 県への働きかけ、要望をよろしくお願いします。 次の質問に移らせていただきます。

次に、法隆寺駅周辺道路整備事業に伴いまして、南口の町営の方の自転車等駐車場なんですけれども、今後どのような対応になるのか、お聞かせ願えますか。

- ○議長(中川靖広君) 西本住民生活部長。
- ○住民生活部長(西本喜一君) JR法隆寺駅周辺道路整備事業に伴います南口の自転車 等駐車場の今後の運営についてのご質問でございます。

JR法隆寺駅周辺道路の整備事業に伴いまして、南口自転車等駐車場が計画用地にかかっていることから、今後の運営につきまして種々検討を重ねてきたところでございます。

その結果、駅南口周辺に同じ規模の自転車等駐車場を新たに設置する適当な場所を確保することが難しいことや、また付近の私営の駐車場の駐車可能台数が、現在の南口自転車等駐車場の利用状況より上回っていることなどから、今後、整備事業の進捗によりまして、南口自転車等駐車場は廃止をしてまいりたいと考えております。

また、廃止する時期につきましては、事業担当課と調整をしてまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

- ○議長(中川靖広君) 2番、小林議員。
- ○2番(小林 誠君) では、今、南口の自転車等駐車場に従事しておられる方々の雇用 対策についてどう考えているのか、お願いします。
- ○議長(中川靖広君) 西本住民生活部長。
- ○住民生活部長(西本喜一君) 南口自転車等駐車場を廃止する意向につきましては、業務を委託しております斑鳩町身体障害者福祉協会の会長にお伝えをしているところでございますが、南口駐輪場が撤去された後の従事者の就業につきましては、北口駐輪場は運営いたしますので、身体障害者福祉協会ともご相談をいただき、北口駐輪場で従事してもらうのも一つの方法と考えております。

また、高齢者の方につきましては、シルバー人材センターで会員登録を行っていただき、自分に合った仕事をしていただくことも可能であると思います。また、高齢者以外の方は、障害者の就職相談支援として、障害者職業センターや障害者就業生活支援センターにおいて、ハローワークなどと連携し、就職に向けての相談や支援を実施しておりますので、個々の障害者の状況に応じました継続的な支援が受けられます。

さらに、昨年から障害者自立支援法が施行され、一般企業への就労を希望されます方

には、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う「就労移行支援」サービスが、一般企業等で就労の困難な方には、働く場を提供すると共に、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う「就労継続支援」サービスが実施されるなど、障害者への就労訓練や就労意欲を向上させるためのサービスが拡大され、就労へ向けての実践的な取り組みが少しずつ進んでいるところでございます。

斑鳩町といたしましては、これからも障害者の方から就労についてのご相談があった場合には、ハローワーク等の関係機関とも連携をとりながら支援してまいりたいと考えており、また今年4月には、地域における障害福祉の充実、向上を図るため、西和7町で障害者自立支援協議会を設立し、障害者の就労支援における現状や課題についても協議をしており、障害者の方たちが地域で安心して暮らせる社会の実現に向けて取り組んできているところでございます。

- ○議長(中川靖広君) 2番、小林議員。
- ○2番(小林 誠君) 今、おっしゃっていただいた就労支援は、私としては、就労という社会参加支援であると思ってますので、また障害者に対する所得保障を就労支援による勤労所得で補うべきではないと思っております。ですから、斑鳩町内で障害者の方々が社会参加出来る環境が少なくなってしまうことが、今回残念に思っているところです。そして、町単独では難しいと思いますので、今おっしゃっていただいたように、西和7町で協議し、おっしゃっていただいたように、障害者の方たちが地域で安心して暮らせる社会の実現、これをよろしくお願いして私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。
- ○議長(中川靖広君) 以上で、2番、小林議員の一般質問は終わりました。 続いて、5番、伴議員の一般質問をお受けいたします。5番、伴議員。
- ○5番(伴 吉晴君) これから、私の一般質問を始めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

環境マネジメントISO14001を、平成15年2月26日、県内の市町村では最初に取得されましたが、ISO14001を認証取得していた某菓子製造メーカーが、消費期限切れの原材料を使用していたなどの認証取得後の取り組み状況について、私自身不透明な部分を感じております。

そこで、斑鳩町は、認証取得後間もなく5年を経過しますが、現在どのように運用を されているのか、お聞きしたいと思います。

- ○議長(中川靖広君) 西本住民生活部長。
- ○住民生活部長(西本喜一君) 現在の斑鳩町の環境マネジメントシステムの運用状況に ついてのご質問でございます。

なお、ご答弁をさせていただくに当たりまして、以後、環境マネジメントシステムを システムと表現させていただきますので、あらかじめよろしくご理解のほどお願いをい たします。

ご承知のとおり、ISO14001は、Plan Do Check ActionのPDCAサイクルを繰り返し実践することによりまして、継続的改善を図っていくことが本旨でございますので、当町では、このPDCAサイクルを1年で一回りするようなシステムを構築いたしておりまして、運用をしているところでございます。

まず、基本的なシステムのサイクルでありますが、毎年、年度末には、新年度に行う すべての事務事業、オフィス活動が環境にどのような影響を与えるのかを評価し、有益、 有害を問わず環境に著しく影響を与えるものを、「著しい環境側面」としてシステムに 登録をしております。

そのシステムに登録いたしました事務事業、オフィス活動につきまして、環境に有益な影響があるものにさらにそれを伸ばすような、あるいは環境に有害な影響のあるものにつきましては、その負荷を低減させるような目的、目標を、事務事業ごと、あるいはオフィス活動ごとに掲げまして、その目標達成に向けて各部署で取り組みを進めているところでございます。

また、当町のシステムでは、四半期ごとに、目的、目標の達成状況、達成見通しについて点検を行い、目標達成が困難なもの、達成スケジュールに一定のおくれが生じているものにつきましては、軌道を修正するための是正措置を行っております。

その間、各部署におきますシステムの運用が正しく行われているかを確認する職員同士で行う内部環境監査の実施につきましても、少なくとも年1回は実施をしており、審査登録機関によります外部審査につきましても、年1回受審しているところでございます。

このように、適用範囲であります役場庁舎及び保健センターの職員が全員参画し、継続してシステムを運用してきているところでございます。

- ○議長(中川靖広君) 5番、伴議員。
- ○5番(伴 吉晴君) 今、説明でお聞きするところ、適用範囲は、役場庁舎と保健セン

ターということになっておりますが、他の部署はどのような扱いになっているのですか。

- ○議長(中川靖広君) 西本住民生活部長。
- ○住民生活部長(西本喜一君) 質問者が申されておりますとおり、ISO14001の 適用を受けるのは、先ほど申しました、役場庁舎と、隣接いたします保健センター及び そこに従事しております職員であります。

当町では、PDCAサイクルを基本といたしましたシステムは、行政運営でも十分活用が出来るシステムであると考えております。

そういったことから、システムの導入時に実施いたしました導入研修には、適用範囲 内外を問わず町職員が全員受講したわけでございますが、適用範囲外の施設に従事いた します職員にも、さらにシステムを理解し、それを施設運営に活用していくため、平成 18年度より順次運用の範囲の拡大を進めているところでございまして、平成18年1 0月からは、三井浄水場を含みます上水道課、下水道課を運用範囲としております。

また、今年12月からは、衛生処理場、最終処分場を運用範囲に加え、ISO140 01の適用範囲であります役場庁舎、保健センターと同じように、システムによる活動 を実施しているところでございまして、最終的にはすべての公共施設でシステム運用が 図れることを目標としているところでございます。

- ○議長(中川靖広君) 5番、伴議員。
- ○5番(伴 吉晴君) あくまでISOの登録は、役場庁舎と保健センターで、他の施設 は自主運用をしていくということはわかりました。

では、ISOの運用には、相当のランニングコストがかかるはずです。実は、私が経営している会社でも、ISO9001を取得し、同じ問題を抱えているところです。

そこで、斑鳩町は、費用対効果の面でどのように考え取り組まれているのですか。

- ○議長(中川靖広君) 西本住民生活部長。
- ○住民生活部長(西本喜一君) ISO14001の認証取得及び登録の維持によります 費用とその効果についてのご質問でございます。

まず、当町が I S O 1 4 0 0 1 を認証取得するために、平成 1 3 年度より事業費を予算計上しておりますが、その平成 1 3 年度から平成 1 8 年度までに要した事業費は、総額で約 1,000万円でございます。

ISO規格につきましては、認証取得するまでは、職員への研修費や認証取得支援業務の委託料など非常にコストがかかるわけでございますが、認証取得後につきましては、

毎年実施されます審査登録機関によります外部審査の審査手数料が主な費用ということ になります。

次に、これらのコストに対しましての効果、いわゆる費用対効果でございますが、当町では平成14年10月からシステムを運用しておりまして、システムによる運用を実施していない平成13年度の電気、水道、ガス、ガソリンなどの燃料、そしてコピー用紙の使用料金を基準にし、その増減によりまして費用対効果を算出しております。その結果、平成14年度から平成18年度までの間で、約1,330万円の経費が節減出来ております。

これまで、ISO14001に係ります事業費が約1,000万円でありますので、ISO運用にかかった費用よりもシステム運用により節減出来た金額の方が上回っておりますので、オフィス活動だけをとらえましても、システム運用の効果はあらわれております。

このようなことから、環境に影響のあるすべての事務事業をシステムで管理しておりますので、目に見えない部分での効果もあわせますと、費用対効果は非常に大きいものがあるのではないかと考えております。

しかしながら、ISOへの登録を維持していくために、最低でも年間50万円から60万円の経費は毎年必要となります。また、適用範囲を拡大すれば、その分審査手数料も必要となりますし、年1回義務づけている職員のレベルアップ研修におきましても、専門の外部講師を招きますとさらに費用を要することになります。

そういったことから、出来るだけ費用を増加させない方法で運用が行えるかどうかということが必要であると考えておりまして、先ほど申し上げました他の公共施設での運用は、ISOに登録しない独自の方法での運用とし、経費の節減に努めているところでございます。

また、職員のレベルアップ研修も、町内のISO取得事業所の社員の方に講師役となってもらう、あるいは事務局でテーマを決めまして、そのテーマで各課で議論をすることでレベルアップを図るなど、創意工夫を凝らしながら最小の経費での運用に努めているところでございます。

- ○議長(中川靖広君) 5番、伴議員。
- ○5番(伴 吉晴君) ご答弁によると、ISOシステムの運用により、ISOにかかる 費用よりも節約出来た額が上回っており、ほっといたしました。しかし、最近、財政難

から、認証取得を返上して、自己宣言により環境マネジメントシステムを運用されている自治体がふえていると聞いております。来年、斑鳩町は、登録期間満了の年度であると思いますが、ISO継続について、今現在どのように考えておられるのですか。

- ○議長(中川靖広君) 西本住民生活部長。
- ○住民生活部長(西本喜一君) 質問者が申されますように、認証取得しないで最初から 自己宣言によりシステムを運用されている自治体もあるようには聞いております。当町 といたしましても、役場庁舎及び保健センター以外の公共施設につきましては、外部審 査を受審しない、いわゆる自己宣言によります運用の方針を掲げております。

そういったことから、役場庁舎及び保健センターにつきましては、常に他の公共施設の模範的な立場でなければならないというふうに考えており、その取り組みが第三者の認定をいただくことにより、他の公共施設の運用も国際規格に基づいた取り組みと同様であるということが証明されるものと考えております。

さらに、斑鳩町は、世界文化遺産のあるまちとして率先して環境に関する国際規格に登録をし継続的改善を図っていくことは、文化遺産を将来の世代に引き継いでいく上でも重要なことであると考えており、平成20年度に行われます更新審査も受審をしてまいりたいと、このように考えているところでございます。

- ○議長(中川靖広君) 5番、伴議員。
- ○5番(伴 吉晴君) なるほど、町としては、これ以上国際規格の適用範囲は拡大しないが、現在の登録はこれからも続けていくということになりますが、しかし役場だけが国際規格に基づいて環境に配慮しても、住民の方々も行政と一体となって取り組まなければ、なかなか成果は上がらないと思います。そういったことから、町として、どのようにISO14001の理念を住民の方や事業者の方に発信していくのか、教えていただけますか。
- ○議長(中川靖広君) 西本住民生活部長。
- ○住民生活部長(西本喜一君) 当町がISO14001の認証取得を目指す際に、大きな3点の意義により取り組みを進めました。

まず1点目が、環境保全施策の計画的な執行や省エネルギーや省資源による環境負荷 低減などの環境上の意義であります。2点目には、職員の環境意識の向上やPDCAサ イクルによる効率的な行政運営などの経営上の意義でございます。そして、3点目には、 町民や事業者の環境に対する関心の向上といった啓発上の意義でございます。特に、自 治体が I S O 1 4 0 0 1 を認証取得する場合、啓発上の意義が最も重要であると考えて おりまして、質問者の申されるとおりでございます。

そういったことから、当町では、住民の方々にも、ISOの基本理念に基づき取り組みを進め、そして継続的な改善をご家庭でも行っていただこうということで、平成15年度に家庭版ISO「エコいかるがファミリー」を町独自で構築し、120組のご家庭でPDCAサイクルを取り入れたエコ生活に心がけていただいたところでございます。

また、平成16年度からは、家庭版ISOに加え、子どもたちが家庭だけではなく地域や学校でも楽しみながら継続してエコ活動が出来るように「エコいかるがキッズ」を構築し、現在325組のご家庭や児童が「エコいかるがファミリー」や「エコいかるがキッズ」に登録をしていただいているところでございます。

また、町内事業所につきましては、当町が認証を取得した後2事業所がISO規格を 認証取得されており、現在も1つの事業所が登録の手続を進められているところでもご ざいます。これらの事業所からの取得の方法などについての問い合わせがあった際には、 そのノウハウを助言させていただいております。

このように、少しずつではございますが、住民の方々や町内事業所にもISOの理念に基づく取り組みや環境配慮活動が浸透しつつあり、啓発上の意義からも、当町のISO14001の認証取得は意義があるものと考えているところでございます。

- ○議長(中川靖広君) 5番、伴議員。
- ○5番(伴 吉晴君) 今後とも、ISO14001の認証取得が大変意義あるものになるように努力していただくことをお願いいたしまして、次の質問に移らせていただきます。

福祉課などの受付カウンターについてであります。

現在のままのカウンターでは、相談窓口の利用の際に、相談者自身のプライバシーについても聞こえてしまうので、もっとプライバシーに配慮した形のものにならないのかお伺いしたいのですが、よろしくお願いします。

- ○議長(中川靖広君) 西本住民生活部長。
- ○住民生活部長(西本喜一君) 窓口の受付カウンターは、通常の高さとローカウンター を設置しておりますが、お年寄り等のご利用者が多くあり、どうしてもローカウンター のご利用がふえております。ご指摘のとおり、2人が座れますので、横に並ばれ同時に 利用されることがあり、横の方の話が聞こえると思われます。

窓口に来られる方には、通常の申請手続やご相談の場合がありますが、窓口に来られた際には、申請手続等はカウンターで行っていただき、ご相談の場合は、ご本人に確認をして相談室や事務室内の会議机を利用して相談に当たっております。

今後につきましても、窓口の利用が多く利用者が並ばれた場合には、待合席に誘導を 行いお待ちいただくようにお願いするなど、プライバシーに配慮した窓口対応をしてま いりたいと考えております。

- ○議長(中川靖広君) 5番、伴議員。
- ○5番(伴 吉晴君) となってくると、住民の方が込み入った話がしたい時、事前に予 約を入れて役場を訪れる場合には、プライバシーに配慮した対応はしていただけるので すか。
- ○議長(中川靖広君) 西本住民生活部長。
- ○住民生活部長(西本喜一君) 電話等で事前にお話をいただければ、出来る限りプライ バシーが保てる場所を確保しまして相談に対応してまいりたいと、このように考えてお ります。
- ○議長(中川靖広君) 5番、伴議員。
- ○5番(伴 吉晴君) 今後とも、プライバシーに配慮してもらえるようにお願いいたしまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。
- ○議長(中川靖広君) 以上で、5番、伴議員の一般質問は終わりました。

これをもって本日の一般質問は終了いたします。

明日も引き続き午前9時から一般質問をお受けいたしますので、定刻にご参集をお願 いいたします。

本日はこれをもって散会いたします。ありがとうございました。

(午後1時29分 散会)